

令和５年第１回太子町議会定例会（第502回町議会）会議録（第１日）

令和５年２月22日

午前 10 時 開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 議会ＩＣＴ化推進特別委員会の所管事務調査報告
- 8 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 9 諮問第１号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 10 議案第１号 令和４年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第７号）
- 11 議案第２号 令和４年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
- 12 議案第３号 令和４年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第４号）
- 13 議案第４号 令和４年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
- 14 議案第５号 令和４年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第１号）
- 15 議案第６号 令和４年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第５号）
- 16 議案第７号 令和４年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第４号）
町長施政方針
- 17 議案第８号 町道路線の認定について
- 18 議案第９号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 19 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第11号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 21 議案第12号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例の制定について
- 22 議案第13号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第14号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 24 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第16号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第17号 太子町いじめ防止対策推進条例の制定について
- 27 議案第18号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第19号 令和５年度兵庫県太子町一般会計予算
- 29 議案第20号 令和５年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 30 議案第21号 令和５年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 31 議案第22号 令和５年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 32 議案第23号 令和５年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 33 議案第24号 令和５年度兵庫県太子町水道事業会計予算

34 議案第25号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 議会ICT化推進特別委員会の所管事務調査報告
- 8 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 9 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 10 議案第1号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）
- 11 議案第2号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第3号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第4号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 14 議案第5号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第6号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）
- 16 議案第7号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）
町長施政方針
- 17 議案第8号 町道路線の認定について
- 18 議案第9号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 19 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第11号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 21 議案第12号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例の制定について
- 22 議案第13号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第14号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 24 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第16号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第17号 太子町いじめ防止対策推進条例の制定について
- 27 議案第18号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第19号 令和5年度兵庫県太子町一般会計予算
- 29 議案第20号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 30 議案第21号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 31 議案第22号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 32 議案第23号 令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 33 議案第24号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 34 議案第25号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

会議に出席した議員

1 番	桑 名 幸 夫	2 番	松 浦 崇 志
3 番	出 原 賢 治	4 番	森 田 哲 夫
5 番	吉 田 正 之	6 番	長谷川 正 信
7 番	玉 田 正 典	9 番	中 薮 清 志
1 0 番	堀 卓 史	1 1 番	首 藤 佳 隆
1 2 番	清 原 良 典	1 3 番	井 村 淳 子
1 4 番	藤 澤 元之介	1 5 番	中 島 貞 次

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教育長職務代理者	福 田 秀 樹	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
教 育 次 長	栗 岡 正 則	財 政 課 長	佐々木 信 人
監 査 委 員	村 瀬 敏 紀		

議長挨拶

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

それでは、開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

吹く風はまだ冷たい日が続いておりますが、春の息吹を感じる季節となつてまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和5年第1回太子町議会定例会（第502回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

今期定例会では、令和5年度本町行政の根幹となる当初予算をはじめ、補正予算、条例の制定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。長引くコロナ禍、特に議会としましては住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託に応えてまいる所存であります。令和5年度の町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和5年第1回太子町議会定例会（第502回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

立春を過ぎまして本格的な春の訪れが待たれる今日この頃でありますけれども、議員の皆様におかれましては公私とも大変御多用の中、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。また、平素は太子町の町政推進あるいは伸展のために御理解、御協力を賜っておりますことに改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

兵庫県ではいわゆる第8波と言われております新型コロナウイルスの感染状況は減少傾向、一定の落ち着きを見せております。しかし、季節性インフルエンザが3年ぶりに流行するなど、まだまだ油断できない状況が続いております。今後、入学あるいは就職など、新しい生活がスタートするのに伴いまして人と人との交流が活発になることが予想されております。そのため、本町におきましても基本的な感染対策の徹底については引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今期定例会におきましては、人事に関する諮問案件1件、令和4年度補正予算案件7件、令和5年度当初予算案件7件、その他の案件1件、条例案件10件、また後日追加で提出させていただく予定の人事案件1件の合わせて27件の議事につきまして御審議をお願いするものであります。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど詳細説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、誠に簡単でありますけれども、定例町議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

○議長(中島貞次) ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第1回太子町議会定例会(第502回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本定例会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で全て着席したまま行いますので御留意ください。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(中島貞次) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、中薮清志議員、堀卓史議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(中島貞次) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの31日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの31日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(中島貞次) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和5年1月10日、上山隆弘議員から一身上の都合による議員辞職の申出があり、同日付で辞職を許可しましたから、会議規則第99条第2項の規定により御報告します。

これに伴い福祉文教常任委員会委員長並びに議会運営委員会副委員長が不在となったため、委

員会条例第8条第2項の規定に基づく委員の互選により、福祉文教常任委員会委員長に玉田正典議員を、議会運営委員会副委員長に出原賢治議員を選出しました。また、揖龍保健衛生施設事務組合議員についても辞任となっておりますので併せて御報告します。

次に、本日町長から議案等26件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和4年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち村瀬敏紀監査委員には本日のみ、熊谷恵之企画政策課長、中井義之総務課長、福井照子町民課長、北陽一郎社会福祉課長、栗田政知高年介護課長、山口裕之上下水道事業所長、改野学由管理課長には定例会4日目の会議のみ出席を求めていますので御了承願います。

次に、議案第24号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算につきまして、一部印刷の誤りがあったので訂正したい旨の届出がありました。したがって、その正誤表をお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（中島貞次） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、12月21日、12月27日、1月10日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（中島貞次） 日程第5、総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会報告書を読み上げさせていただきます。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

1、調査事件。総合治水の強化～大雨から住民の命と暮らしを守るために～

2、調査年月日。令和4年4月14日木曜日から令和5年2月9日木曜日の間で計9回。

3、調査目的。近年、日本全国における大雨による洪水、土砂災害が多発している。災害そのものの発生を完全に防ぐことはできないことから、被害を最小限にとどめるための対策が必要である。兵庫県は平成24年4月1日に総合治水条例を施行し、川や下水道で流せる水の量を増やす「ながす」対策（河川下水道対策）、雨水を一時的にためる・地下に浸透させる「ためる」対策（流域対策）、浸水してもその被害を軽減する「そなえる」対策（減災対策）を組み合わせた総合治水の取り組みを推進している。太子町も県と連携し総合治水を推進しているが、大雨の際、冠水、浸水する箇所はいまだ多く、住民の命と暮らしを守るために冠水・浸水対策は町の重要課題と言える。よって、太子町の現状を確認し、早期改善に向けた方策について研究することとし

た。

#### 4、調査の経過及び意見。

調査詳細項目 1、平成27年度に当時の経済建設常任委員会が提言した事項のその後と現在の雨水幹線の整備状況や町内の冠水・浸水被害を軽減するための減災対策の取り組み状況などについて、当局に出席を求め、確認した。

①現在、大津茂川右岸第1排水区（雨水1.4号幹線）を整備しているところで、今後は大津茂川左岸第1排水区（大津茂川東側エリア）の浸水対策事業に取りかかる予定。また、大津茂川右岸第3排水区（太子西中学校から南の蓮常寺地区や立岡地区）の整備については現在検討中である。

②大津茂川右岸第3排水区は立岡、蓮常寺地区、大津茂川右岸第1排水区は東出・中出・太子苑・東南地区、大津茂川左岸第1排水区は田中地区でそれぞれ冠水及び浸水が発生している。

③雨水幹線の整備に当たり、下流域の姫路市に対しては現在も聞き取りや調整を行っている。

④減災対策としての雨水貯留施設の整備については、家庭用雨水貯留タンク設置者に対し令和3年度までの8年間で34件の助成を行っている。止水板設置等への助成については、費用が高額になることや国の交付金事業の対象要件に該当しないことから現在のところ見送っている。

調査詳細項目 2、太子町の米田地区にある雨水6号幹線が姫路市の雨水幹線を経由し流れ出る蟠洞川及び圃場整備された岩見構下地区の田んぼダムの現地確認を行った。

①蟠洞川については、令和4年3月に国土交通省姫路河川国道事務所が導流堤を整備し、大雨で揖保川の水位が上がった際に蟠洞川に逆流するのを防ぐ対策がなされた。

②太子町の雨水幹線は姫路市の雨水幹線を経由して下流に流れるため、町内の雨水幹線を整備する際には下流域（姫路市）との調整が必要となる。

③田んぼダムのための堰板については、平成25年度から平成29年度にかけ町内8地区、合計295枚が配布されているが、薄いベニヤ板製のため耐候性に乏しく破損や雨で流されることがあり、現在岩見構下と阿曾の2地区のみで実施している。要望があれば、再度堰板を配布する。

#### 5、委員会のまとめ。

結論。

近年全国的に局地的集中豪雨が多発しており、太子町でも冠水・浸水による被害が深刻化している。そのため、現状の水路等を雨水幹線として整備する方策が最善であると考え。しかし、雨水幹線の整備には膨大な時間と費用を要し、また水路は上下水道事業所、まちづくり課、産業経済課の3課が関係することから、県や姫路市との調整が必要な場合もあり、問題の解決には課題が多いことが分かった。住民の安全・安心のために今できることに取り組みつつ、10年、20年先を見越した計画をしっかりと立て、遅延なく着実に事業（工事）を推進する必要がある。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、以下のとおり提言する。

①大津茂川右岸第1排水区の雨水1.4号幹線整備事業について、速やかに完了させること。

②大津茂川左岸第1排水区の浸水対策事業（田中地区の調整池計画）の早期実現に取り組むこと。

③大津茂川右岸第3排水区（太子西中学校西及び南側エリア）の整備計画を早期に確立すること。

④減災対策を進めるため、A I等を駆使した冠水・浸水状況を調査する体制を整えること。

⑤雨水貯留施設（家庭用雨水貯留タンク）については、減災対策としての効果は小さいが、設置者が増えれば一定の効果は期待できる。また、散水や防火用水として利用できるなどメリット

もあることから、助成金制度について周知を強化すること。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（中島貞次） 日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、福祉文教常任委員会所管事務調査報告書を読み上げ、報告に代えさせていただきますと思います。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

1、調査事件。(1)情報技術の活用による地域福祉と新たな地域コミュニティの形について。
(2)安心安全の地域医療と救急医療体制の実現について。

2、調査年月日。令和3年6月8日火曜日から令和5年2月8日水曜日の間で計25回。

3、調査の経過及び意見。調査中の課題2件について、以下のとおり報告する。

(1)情報技術の活用による地域福祉と新たな地域コミュニティの形について。

調査詳細項目。

情報技術をどのような形で行政が活用できるのか、地域コミュニティが抱える問題や課題について、委員からの意見を基に協議した。また、当局に出席を求めて説明を受け、質疑応答を行った。

委員からの意見。

学校が保護者等にメールで情報発信しているように、一人暮らしの高齢者等は連絡がつく親族等に情報発信する体制を構築してはどうかと考える。あんしん見守りコール（高齢者緊急通報装置）事業を利用拡大し、高齢者等見守りネットワーク事業「たいしひまわり（日廻り）隊」や自治会（関係者）などと連携できないか検討してはどうかと考える。

結論。

委員会として、以下のとおり結論をまとめた。

先進自治体の取り組みも研究し、コミュニティの課題や在り方を検討し、情報技術等の活用と可能性について検討することが必要である。コロナ禍によりコミュニケーション不足となったが、今後改善に向け民生委員等と協議を重ね、情報の共有化を図ることが重要である。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

負担が大きくなりがちな民生委員等に対し、他の自治体の取り組みなどを研究し、少しでも負担軽減できるよう情報技術の活用を取り入れること。情報技術の活用に当たっては、行政からの情報発信が一方通行にならないよう双方向の発信ができるものを研究し、携帯電話等のアプリなどの活用も検討すること。

(2)安心安全の地域医療と救急医療体制の実現について。

1、調査詳細項目。

広域消防から見た救急搬送の実態やコロナ禍における今後の課題と対応等について当局から説明を受け、現状を確認した。また、救急医療体制について調査研究するため、ツカザキ病院を視察し、新型コロナ専門病棟を見学、病院側より新型コロナ対応や医療機関への搬送状況、病床稼働率、地域医療の将来展望と現在の取り組み等の説明を受け質疑応答を行った。

委員からの意見。

医療については県が管轄する部分も多く、町としての対応には限界があるが、救急医療の仕組みや情報の収集方法等、住民に必要な情報を周知することが重要であると考え。核家族化が進んだこと等により、体調の変化に不安を抱かれたまま、相談する相手がいない人が増加している。適切な医療が受けられるよう相談先につなげるなど、町としてさらに情報提供に努めることが必要であると考え。地域医療と救急医療体制の実現に向けて、町には病院対応の課もない状況ではあるが、今後対応できる部署の創設について検討されてはどうかと思う。

結論。

委員会として、以下のとおり結論をまとめた。

県と連携を取りながら救急医療体制について住民へ情報提供し、理解を求めていくことが重要である。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

24時間いつでも救急医療について必要な情報にアクセスできるようホームページ等をさらに充実させ、住民に周知すること。中播磨及び西播磨圏域の基幹病院・消防署・自治体がそれぞれの役割を明確にし、共有し、ネットワーク体制を確立すること。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第7 議会ICT化推進特別委員会の所管事務調査報告

○議長（中島貞次） 日程第7、議会ICT化推進特別委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

議会ICT化推進特別委員会委員長出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、議会ICT化推進特別委員会の所管事務調査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

1、調査事件。議会のICT化をより推進するための調査研究。

2、調査年月日。令和4年8月1日月曜日から令和5年2月15日水曜日の間で計5回。

3、調査の経過及び意見。調査中の課題について、以下のとおり報告する。

委員会設置の目的。

議会におけるペーパーレスの実現等を主眼として、当町議会で進めてきた議会ICT化に関す

る調査・研究の結果に基づき、タブレット端末の導入・活用に向けたルールづくりや具体的な推進方法の調査・研究を行うこと。

調査詳細項目。

1、タブレット端末導入の時期や方法、仕様等について。

令和4年度議会費に組まれた文書共有システム導入に関する予算の執行に当たり、当局の意向も踏まえた上で最も望ましい導入時期及び方法、機器の仕様、通信方法について具体的に検討した。

2、太子町議会タブレット端末等の使用に関する規程の改定について。

現行の太子町議会タブレット端末等の使用に関する規程は、全面的な改定を要するため、先行する他市町の規程を参考に改定案を作成した。

3、半導体不足による機器調達の遅れへの対応。

昨今の半導体不足の影響により、デモ機の借用や契約・購入に向けた計画等が予定どおりに進まず、本年度の予算執行を取りやめ、来年度に新たに予算化する措置を採った。

委員からの意見。

1、機器の更新期間を考えると議員改選直後に導入し、改選ごとに新機種に更新していくという当局側からの提案には合理性がある。

2、通信方法はLTEを前提とするものの、導入後の試行期間において通信速度等に不具合があるようなら改めてWi-Fi環境の整備を検討すべきだ。

3、規程はできるだけシンプルなものにすることが望ましいが、公私のけじめをつける観点が重要である。

4、入札・契約に当たりコンソーシアムによる公募型プロポーザル方式は、システムと機器を一体とすることで導入時やトラブル時の対応を迅速化できるメリットがある。ただし、公平性については十分に吟味すること。

結論。

1、令和5年4月の議員改選後すぐに試行期間に入れるよう、本年度中に機器納入を完了することを目標に進めた。しかしながら、半導体不足の影響により機器の在庫が品薄である状況が続く、計画が大幅に遅れた上、予定していた入札に参加するサプライヤーが見込めない状況となったため、本年度の予算執行を中止し、来年度新たに予算化することにした。

2、タブレット端末は購入ではなくレンタル契約により導入する。

3、限られた台数・期間ではあったが、デモ機による検証を行った。その結果、当該デモ機の機種・搭載ソフトの限りにおいて当面はLTE方式で十分であり、機能的にも問題は認められなかった。

4、タブレット（レンタル）、タッチペン、保護カバー、保護フィルムは公費で購入とする。キーボード等その他のアクセサリについては、必要であれば各自で購入すればよい。タブレットのサイズについては、12.9インチのほうが実用的であると考えた。

5、太子町議会タブレット端末等の使用に関する規程の委員会案を作成し、令和4年12月の全員協議会において共有・確認した。現段階においては、今後システム導入の経過を見つつ、本委員会案に変更するタイミングを判断することとする。

6、アプリケーションソフトの追加等に関して、機能上・安全上から必要な追加・更新等は議長が指示を出すこととし、使用者が勝手に変更しない旨を規程案に盛り込んだ。なお、規程の対象者には町三役及び町職員を含めることとした。

7、議会のICT化は息の長い活動であり、機器の性能や通信技術も日進月歩である。太子町

議会は議会の効率化と質の向上、より開かれた議会の実現、町民にとっての有用性向上といった当初の目的を忘れることなく、ＩＣＴを活用した議会改革に継続して取り組むこととする。

提言。

１、現下の半導体不足は当面続くものと予想されるので、来年度の予算を確実に実行するべく、次期議会においても早急に対応することが望まれる。その際、機器のモデルやメモリー容量により在庫の状況に差があることを勘案し、幅広い可能性を検討する方針で臨むこと。

２、当局においてはＩＣＴ化を推進する議会と歩調を合わせ、積極的な協力を継続して行うこと。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で議会ＩＣＴ化推進特別委員会委員長出原賢治議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第８ 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（中島貞次） 日程第８、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に榮藤雅雄副町長を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました榮藤雅雄副町長を兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました榮藤雅雄副町長が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました榮藤雅雄副町長が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をします。

榮藤雅雄副町長。

○副町長（榮藤雅雄） お引受けいたします。

~~~~~

#### 日程第９ 諮問第１号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（中島貞次） 日程第９、諮問第１号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることにつ

いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の大西正美氏の委嘱期間が本年9月30日付をもって任期満了となります。大西氏は平成26年10月1日より人権擁護並びに相談業務に熱意を持って意欲的に活動していただいておりますので、引き続き大西氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。なお、年齢要件につきましては、申合せ事項も踏まえ検討させていただきました。大西氏は健康で人望も厚く、意欲的に職務を遂行されていることから、神戸地方法務局龍野支局にも確認させていただき総合的に判断をし、上程させていただくものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第10、議案第1号から日程第34、議案第25号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第1号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）

○議長（中島貞次） 日程第10、議案第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費及び事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費及び債務負担行為の設定、地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ3億8,768万6,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を129億4,699万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町税、配当割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金の追加と地方譲与税、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債の減額であります。

歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

なお、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を6事業設定し、また債務負担行為を1件設定しております。最後に、地方債の補正として4事業の限度額を変更しております。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） それでは、議案第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第7号）について詳細を説明申し上げます。

歳出から説明いたします。

人件費につきましては、時間外勤務など職員手当等の増加や勸奨退職等に伴う市町村退職手当組合特別負担金を含み、総額2,080万9,000円の減額となっております。なお、人件費に係る科目ごとの説明は省略させていただきます。

28ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬72万5,000円の減額は、議員1名の辞職に伴うものであります。節8旅費68万7,000円の減額は、視察研修の中止によるものでございます。また、節10需用費、消耗品費15万4,000円、節11役務費178万8,000円、節12委託料のうち文書共有システム導入委託料124万1,000円、節13使用料及び賃借料29万7,000円及び節17備品購入費90万6,000円の減額は、半導体不足の影響により必要な機器の入手が困難となったため、システムの導入を今年度は見送るものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8旅費55万円の減額は、コロナ禍におけるオンライン開催や会議の中止等によるものでございます。

目2文書広報費119万円の減額は、町ホームページのシステム更新経費の精査と決算見込みによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節12委託料のうち旧庁舎土壌調査業務委託料446万1,000円の減額及び旧庁舎解体工事設計業務委託料453万4,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。節17備品購入費56万2,000円の減額は、公用車購入の契約残額でございます。

目6庁舎管理費、節12委託料128万9,000円の減額は、庁舎管理経費の入札等による契約残額でございます。

目8電子計算機費、節12委託料291万円の減額、節13使用料及び賃借料300万7,000円の減額、節17備品購入費355万1,000円の減額は、システム構築や機器購入などの決算見込みによるものでございます。

目9交通安全対策費、節24積立金12万6,000円の追加は、昨年度に解散した兵庫県市町交通災害共済組合の精算金や基金利子を積み立てるものでございます。

目11自治振興費、節7報償費2万6,000円の減額、節18負担金、補助及び交付金のうち提案型協働事業補助金30万円の減額は応募者がなかったため実施を見送ったもの、連合自治会研修補助

金100万円の減額は視察研修の中止によるものでございます。

目13基金費161万3,000円の追加は、運用配当金や利子を積み立てるものでございます。

32ページをお願いいたします。

項4選挙費、目7町長選挙費481万6,000円の減額及び目8太子町議会議員補欠選挙費538万5,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費及び目2老人福祉費、目4後期高齢者医療費における節27繰出金は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計における補正に伴うものでございます。なお、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金90万7,000円の減額、目2老人福祉費、節19扶助費528万3,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

目5障害者福祉費、節19扶助費191万5,000円の追加は、居宅介護や日中一時支援事業の利用者の増加に伴うものでございます。

36ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目3保育所運営費、節19扶助費1,191万円の減額は決算見込みによるもので、節22償還金、利子及び割引料2,750万7,000円の追加は前年度事業費の精算による返還金でございます。

目5児童措置費、節19扶助費3,828万5,000円の減額は児童手当などの決算見込みによるもの、また目6乳幼児等医療費、節19扶助費1,090万9,000円の減額につきましても決算見込みによるものでございます。

目7子育て支援施設運営費、節12委託料411万9,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節11役務費444万円の減額、節12委託料1億1,000万5,000円の減額及び38ページの節19扶助費100万円の減額は、健診や新型コロナワクチン接種費等の実績見込みによるものでございます。

目3母子衛生費、節12委託料347万7,000円の減額及び節19扶助費118万円の減額につきましても、実績見込みによるものでございます。

目6公共墓園費、節27繰出金135万3,000円の減額は、墓園事業特別会計における補正に伴うものでございます。

項2清掃費、目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金40万円の減額は、資源ごみ集団回収運動奨励金の決算見込みによるものでございます。

目2塵芥処理費、節12委託料38万3,000円の減額は、上太田瓦礫処分場管理に係る入札等による契約残額でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金162万4,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

目5農地費、節18負担金、補助及び交付金のうち多面的機能支払交付金1,083万5,000円の減額は決算見込みによるもの、40ページの西脇・広坂地区ほ場整備事業負担金320万2,000円の追加、岩見構下地区ほ場整備事業負担金220万5,000円の減額及び県営ため池等整備事業負担金909万8,000円の減額は、県との事業調整等に伴う補正でございます。

目7国土調査費、節12委託料400万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

項2林業費、目1林業振興費、節18負担金、補助及び交付金195万円の減額は、事業実施に係る地元との協議の結果、実施を見送ったことに伴うものでございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節12委託料352万9,000円の減額は、太子町お店応援商品券の封入・封緘作業の経費の確定によるものでございます。また、節18負担金、補助及び交付金74万7,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち狭あい道路整備等促進事業補助金250万円の減額は決算見込みによるもの、兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金260万円の減額は県との事業調整等に伴い町負担分を補正するものでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料900万円の減額は入札等による契約残額、節14工事請負費1,100万円の追加は中道跨線橋の橋梁上面の舗装などの対策経費が必要となったため所要額を追加するものでございます。

目2道路維持費、節12委託料1,224万9,000円の減額及び節14工事請負費1,766万8,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

42ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料のうち土地利用実現化検討業務委託料142万2,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。また、節18負担金、補助及び交付金1,023万2,000円の減額は、申請状況及び決算見込みによるものでございます。

目4公園事業費、節12委託料327万6,000円の減額は、事業費の精査に伴うものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金1,698万7,000円の減額は、西はりま消防組合負担金の確定によるものでございます。

目4災害対策費、節10需用費、消耗品費80万円の減額及び節17備品購入費30万9,000円の減額は、災害備蓄品や仮設トイレ購入の契約残額でございます。また、節14工事請負費381万円の減額は、防災備蓄倉庫の整備内容の変更、龍田小学校更衣室を改修したことに伴うものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節19扶助費13万7,000円の減額は、特別支援学校児童・生徒就学援助費の決算見込みによるものでございます。

44ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費は、国の補正予算により措置された感染症流行下における学校教育活動体制整備事業に係る経費として節10需用費、消耗品費及び節17備品購入費にそれぞれ270万円を追加しております。なお、この事業は次年度へ繰り越した上で実施する予定でございます。また、節12委託料のうち太田及び石海小学校受水槽等更新工事実施設計委託料100万円の減額及び節14工事請負費3,270万円の減額は、入札等による契約残額でございます。

目2教育振興費、節13使用料及び賃借料257万1,000円の減額は決算見込み等によるもので、節19扶助費506万円の減額は申請状況及び決算見込みによるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費は、項2小学校費と同様に感染症流行下における学校教育活動体制整備事業として節10需用費、消耗品費及び節17備品購入費にそれぞれ157万5,000円を追加し、次年度へ繰り越して執行する予定でございます。また、節13使用料及び賃借料80万4,000円の減額はコロナ禍によるLED照明資材の調達遅れの影響により導入時期を見直したもので、節14工事請負費540万円の減額は入札等による契約残額でございます。

目2教育振興費、節19扶助費279万3,000円の減額は、項2小学校費と同様に決算見込みによるものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節12委託料300万円の減額及び46ページの節14工事請負費400万円の減額は、入札等による契約残額でございます。

項5 社会教育費、目5 文化財保護費、節18負担金、補助及び交付金のうち文化財保存整備費等補助金338万7,000円の減額は斑鳩寺庫裏保存修理事業費の確定によるもの、屋台保存活動助成金205万2,000円の減額は自治総合センター助成金が不採択となったことにより糸井屋台改修事業の実施を見送ったものでございます。

項6 保健体育費、目4 給食センター費、節12委託料のうち旧センター解体工事設計業務委託料718万6,000円の減額及び給食費管理システム構築委託料247万5,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。また、節13使用料及び賃借料79万2,000円の減額は、給食会計の公会計化に係る事務調整に時間を要し、給食費管理システムの利用時期を令和5年4月からの稼働へ見直したものでございます。

款12公債費、項1 公債費、目2 利子は、一時借入金利子198万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

款1 町税は、決算見込みとしてコロナ禍における景気等の動向を踏まえて、項1 町民税、目1 個人で5,900万円、項2 固定資産税で5,000万円、項3 軽自動車税、目1 環境性能割で133万円、項4 町たばこ税で1,500万円をそれぞれ追加しております。

款2 地方譲与税から18ページの款11地方交付税につきましても、決算見込みによる補正でございます。感染症拡大により減収が見込まれていた国税などの収入が国・県の想定に反して上振れしたことが主な補正理由でございます。

款13分担金及び負担金340万8,000円の追加は放課後児童クラブの児童数等の見込みによるものであり、款14使用料及び手数料492万円の補正は文化会館の予約状況に応じて使用料の追加でございます。

款15国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金から20ページの項3 委託金は、主に新型コロナワクチン接種経費など歳出予算の補正や交付決定のほか、過年度精算金の追加等でございます。なお、目6 教育費国庫補助金のうち学校保健特別対策事業費補助金427万5,000円は歳出で説明申し上げた小・中学校の感染症対策事業に係るもの、文化芸術振興費補助金787万1,000円は聖徳太子没後1400年記念事業と歴史楽劇がコロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業に採択されたものでございます。

款16県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金から22ページの項2 県補助金の補正は、国庫支出金と同様に歳出予算の補正や交付決定、過年度精算金の追加等に伴うものでございます。

24ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1 寄附金、目1 総務費寄附金は、防災・減災に係る活用を目的としたJA共済からの寄附金でございます。

款19繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金4億733万9,000円の減額は歳入歳出予算の調製によるもの、目2 ふるさと応援基金繰入金373万7,000円の減額はふるさと応援基金活用事業の決算見込みに伴うものでございます。

項2 特別会計繰入金、目1 墓園事業特別会計繰入金154万1,000円は、特別会計における補正に伴うものでございます。

款21諸収入、項3 雑入、目2 雑入、節1 総務費雑入は兵庫県市町交通災害共済基金の清算に伴う分配金、節3 衛生費雑入及び節4 農林水産業費雑入のうち組合派遣職員給与等戻入の追加は人件費の補正に伴うもの、節7 教育費雑入は糸井屋台改修事業への助成金が不採択となったことによる減額でございます。

款22町債は、26ページにわたりますが歳出の各費目における事業費の補正や決算見込みに対応するものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、事業の進捗状況や国の補正予算等に対応し、石海中部地区農地集団化等・調査設計事業、中道跨線橋修繕事業、網干線外道路整備事業、西はりま消防組合の常備消防車両購入費負担事業、小・中学校の感染症対策等支援事業の6事業を設定しております。

第3表の債務負担行為は、令和3年12月17日付、議決の工事損害賠償請求経費に係る訴えの提起について判決が確定するまでの間、継続的に契約関係が続くため、委任契約に基づく弁護士報酬等費用を限度とする債務負担行為を設定するものでございます。

第4表の地方債補正は、土地改良事業、土木管理事業、道路橋りょう事業、消防防災設備整備事業の限度額を変更しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第11 議案第2号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）**

○議長（中島貞次） 日程第11、議案第2号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第2号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ213万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,686万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国民健康保険税、県支出金、諸収入の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、保険給付費、基金積立金、諸支出金の追加と保健事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） それでは、議案第2号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項5葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、決算見込みにより50万円を追加しております。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、受診者数の減によりまして80万円を減額しております。

款5基金積立金につきましては、決算見込みとしまして利子分の33万6,000円を追加しております。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金につきましては、決算見込みとして普通交付金の県への返還金分の209万8,000円を追加しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税につきましては、決算見込みにより1,800万円を追加しております。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免等に対する財政支援措置としまして、節 2 特別交付金において70万5,000円を追加しております。

款 4 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金につきましては、決算見込みにより財政調整基金預金利子としまして33万5,000円を追加しております。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、節 1 保険基盤安定繰入金において交付決定により795万5,000円を追加し、節 2 未就学児均等割保険料繰入金におきまして、これも交付決定により16万1,000円を減額しております。

款 5 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金につきましては、決算見込みにより2,800万円を減額しております。

款 7 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料、目 1 一般被保険者延滞金につきましては、決算見込みにより200万円を追加しております。

8 ページをお願いいたします。

項 3 雑入、目 4 雑入につきましては、決算見込みにより不当利得・不正利得等返還金としまして130万円を追加しております。

以上で令和 4 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 12 議案第 3 号 令和 4 年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（中島貞次） 日程第12、議案第 3 号令和 4 年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第 3 号令和 4 年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費の設定であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ2,102万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億5,157万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、財産収入の追加と国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、総務費、基金積立金の追加と保険給付費、地域支援事業費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費の設定につきましては、翌年度に繰り越して使用できる経費を 1 事業設定しております。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第3号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

歳出のほうから説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては決算見込みによる給付費の補正で、目1居宅介護サービス給付費で1,635万3,000円の追加、目2地域密着型介護サービス給付費、こちらで5,007万9,000円の減額、目3施設介護サービス給付費で784万3,000円の追加、目6居宅介護サービス計画給付費で262万3,000円の追加としております。

同様に決算見込みによりまして、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費で787万2,000円の追加、目5介護予防サービス計画給付費で121万5,000円の追加、項3その他諸費で13万3,000円の追加、項4高額介護サービス等費で185万5,000円の減額、15ページの項7特定入所者介護サービス等費で1,080万4,000円の減額としております。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、いわゆる総合事業対象者に係る給付費等の決算見込みによる補正でございまして、目1訪問型サービス費で291万5,000円の減額、目2通所型サービス費で647万6,000円の減額、目5介護予防支援事業費で75万9,000円の減額としております。

続きまして、項4包括的支援事業・任意事業費、目2任意事業費及び目4生活支援体制整備事業費につきましては、保険者努力支援交付金及び保険者機能強化推進交付金の交付決定に伴う財源更正でございまして。

17ページをお願いいたします。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございまして1,772万1,000円を追加しております。

款5公債費につきましては、年度末までに借入予定がないことから一時借入金利子、この全額を減額しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案して収入を見込み、特別徴収分で774万3,000円を追加、普通徴収分で5万5,000円を減額しております。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、目4保険者機能強化推進交付金及び目5保険者努力支援交付金につきましては交付額の確定に伴う補正でございまして、その他の款4国庫支出金につきましては歳出で申し上げた保険給付費等の増減に伴う補正でございまして。

また、款5支払基金交付金及び款6県支出金につきましても同様に、歳出で申し上げました保険給付費等の増減に伴う歳入の補正でございまして。

11ページをお願いいたします。

款7財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子の決算見込みに合わせまして6万5,000円を追加しております。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、歳出で申し上げました保険給付費及び事務費等の増減に伴う補正でございまして、目1介護給付費繰入金から目5その他一般会計繰入金ま

で総額で432万8,000円を減額しております。

最後に、5ページをお願いいたします。

老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たりまして実施しておりますアンケート調査について、国が示すアンケート案の提示が遅延し、アンケート結果の集計が年度内に間に合わない可能性があることから、繰越明許費として老人保健計画・介護保険事業計画策定準備事業144万1,000円を設定しております。

以上で議案第3号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第4号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（中島貞次） 日程第13、議案第4号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第4号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2,859万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億4,580万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、繰入金の追加、諸収入の減額であります。

歳出予算におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と保健事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第4号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和4年度における保険料決算見込みにより後期高齢者医療広域連合保険料納付金を2,905万5,000円追加しております。

款3保健事業費につきましては、令和4年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業におきまして、訪問回数減少により報酬、費用弁償を合わせて46万5,000円減額しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案し決算見込みをしました結果、特別徴収分で1,372万6,000円追加、普通徴収分で1,531万1,000円追加、滞納繰越分で1万8,000円を追加しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため、56万9,000円を追加しております。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金につきましては、決算見込みにより259万6,000円減額しております。窓口負担の見直しに伴う事業費補助金につきましては、昨年10月から新たに2割負担が実施されましたが、この窓口負担の見直しによる被保険者証の送付回数が例年に比べ1回分増えたことによる郵送料の補助金として、兵庫県後期高齢者広域連合より交付されました156万2,000円を計上しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第5号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中島貞次） 日程第14、議案第5号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第5号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ202万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,395万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財産収入、繰越金の追加、使用料及び手数料、繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、一般管理費、墓園管理費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第5号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

まず、6ページの歳出について説明をさせていただきます。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費、節27繰出金につきましては、主に前年度繰越金の増加に伴い一般管理費への充当財源が経費を超えることから、超えた額を一般会計への繰出金として154万1,000円計上しております。

目2墓園管理費、節24積立金につきましては、令和3年度決算による繰越金のうち収入した墓園管理料の額から墓園管理費に係る経費を控除した収支額61万円と管理基金の利子3,000円を加えました額から当初予算に計上しておりました基金繰入金12万5,000円を差し引いた48万8,000円をメモリアルパーク管理基金積立金として追加しております。

次に、同ページの歳入について説明をさせていただきます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、応募基数が当初見込みより少ないため、墓園使用料を14万2,000円減額しております。

款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、管理基金の利子として3,000円を追加しております。

款3繰入金、項1繰入金、目1他会計繰入金につきましては、前年度繰越金の増額により墓園事業単独の運営収支によって採算が採れたため、一般会計から繰入れする必要がなくなったことから135万3,000円を減額しております。

款４繰越金、項１繰越金、目１繰越金につきましては、令和３年度決算による繰越金の確定により364万6,000円を追加しております。よって、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ202万9,000円を追加いたしまして1,395万5,000円となっております。

以上で令和４年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第１号）についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

～～

日程第１５ 議案第６号 令和４年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第５号）

○議長（中島貞次） 日程第15、議案第６号令和４年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第６号令和４年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第５号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、その内容としましては、収益的支出に759万6,000円を追加し、事業費用の総額を５億2,635万1,000円としております。また、資本的支出につきましては、建設改良費を440万6,000円減額し、総額を８億1,282万6,000円としております。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を7,110万4,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第６号令和４年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第５号）について御説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第２条におきまして、収益的支出において、第１款事業費用、第１項営業費用に119万6,000円を追加し、第２項営業外費用に640万円を追加、事業費用の総額を５億2,635万1,000円としております。内訳は、４ページに掲げております。収益的支出では営業費用の原浄水費に職員手当を、給水費では給料と法定福利費を、総係費では給料、手当、法定福利費及び退職手当組合特別負担金を総額119万6,000円追加しており、営業外費用においては令和４年度の事業進捗を踏まえた決算見込みにより消費税の不足分を640万円追加しております。

１ページに戻っていただきまして、第３条におきまして、資本的支出では第１款資本的支出、第１項建設改良費において440万6,000円の固定資産購入費を減額しております。インボイス制度開始に伴うシステム改修を予定しておりましたが、インボイスへの対応方法について確定できていない点がありますので令和４年度での実施を取りやめるものです。

第４条ですが、現予算の第７条に定める流用に議決を要する経費である職員給与費6,990万8,000円を7,110万4,000円に改めるものでございます。

以上で議案第６号令和４年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第５号）の提案説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

～～

日程第16 議案第7号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（中島貞次） 日程第16、議案第7号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第7号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正であります。

まず、その内容としましては、収益的支出について44万円を追加し、下水道事業費の総額を12億2,604万3,000円としております。

その内訳としましては、4ページを御覧ください。

収益的支出の営業費用、総係費において退職者に係る退職手当組合特別負担金を44万円追加しております。これに伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を3,503万7,000円に改めております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ここで町長より令和5年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（沖汐守彦） 本日、令和5年第1回太子町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算をはじめとする諸議案を御審議いただくことに際しまして、町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を説明させていただきます。

昨年11月13日、私が町長に就任させていただいてからの約3カ月余り、多くの町民の皆様とお会いする機会を得ました。その中で住民の皆様からたくさんの叱咤激励あるいは御要望等をいただき、町長としての職責の重大さを再認識しているところであります。

昨年、本町におきましては聖徳太子没後1400年という大きな節目の年でありました。聖徳太子1400年プロジェクトとして多くの町民の皆様の参画と協働により様々な行事を行う中で“和のまち太子”のすばらしい歴史や文化を再発見するとともに、本町の魅力を広く町内外に発信することができた1年であったと感じております。本年は次の1500年に向けてのスタートの年であり、次の世代に向けて確かな礎を築く1年であると考えています。そのため、庁内に行政改革推進本部を設置し、これまでの取り組みの評価・検証を行うとともに、様々な理由から先送りされてきました懸案事項についても課題解決に向けて一定の方向性を出したいと考えております。聖徳太子の教えである「和をもって貴しとなす」の精神を基本としながら、ポストコロナ時代に向け日常を取り戻すだけでなく新しい価値を加えた社会づくり、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを着実に、そして発展的に推進していきたいと考えております。議員各位をはじめ、住民の皆様のお指導、御支援を改めてお願いするものであります。

それでは、令和5年度本町が取り組む施策の概要につきまして、第6次太子町総合計画の5つ

の基本政策に沿って申し述べます。

『基本政策 1 いきいきと輝くまち』、『大施策 1 地域活動の推進について』であります。

まちづくりの原動力は住民の参画と協働による地域活動であり、行政と住民の皆様との双方向の対話と交流が重要であると考えております。過去 2 年間は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域の皆様から直接御意見を拝聴する機会は少なかったのではないかと感じております。令和 5 年度におきましては、まちづくりの集いや住民アンケートなど、住民の皆様や各種団体の皆様と直接対話をする場、あるいは御意見をお聞きする機会を積極的につくることにより、地域における人づくりやまちづくりの活動を支援していきたいと考えております。また、令和 5 年度は本町の様々な基本計画あるいは基本方針の改定時期となっております。大学と連携協定を結ぶなどして専門的な立場からの指導助言、あるいは交流を通して総合的なまちづくりを推進していきたいと考えております。

『大施策 2 地域産業の活性化について』であります。

中小企業の振興につきましては、インボイス制度を導入したり電子帳簿保存法の改正等に対応してデジタル化を推進したりする事業所に対しては新たに IT 導入補助金事業を開始し、デジタル化を支援します。また、経営継続支援緊急対策利子補給金事業により、令和 4 年度末で国による融資の返済利子支援が終了となります事業所に対しては町による利子補給を開始します。今後とも太子町商工会と連携しまして、太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の目的でもあります中小企業あるいは小規模事業所の事業継続・発展を支援していきたいと考えております。農業の振興につきましては、兵庫県及び該当地域の関係者と連携・協力しながら着実に進めてまいります。岩見構下地区の圃場整備事業につきましては、土地改良区解散に向けまして関係者の合意形成を支援していきます。また、石海中部地区の圃場整備事業については、農地等集団化計画を作成するとともに地域の農業者、農業委員会の皆様と連携・協力しながら地域の農業を持続させていくための方針を描きました地域計画の策定を進めてまいります。

『大施策 3 地域資源の活用について』であります。

聖徳太子ゆかりの斑鳩寺をはじめとする歴史遺産はもちろんのこと、JR 網干駅の利便性、そして子供たちの笑顔も大きな地域資源であると考えております。全国には 1,747 の市区町村がありますが、太子町にはほかの自治体にはない聖徳太子の遺された和の心、若年人口の割合が県下で一番高いなど、多くの魅力があります。太子町の魅力や良さを町内外の多くの人々に知ってもらうことは、この町に住みたい、この町で働きたい、この町に関わりたいなど、本町の持続可能性を高めることにつながると考えております。一方、就職を機に未来を担う多くの若者が町外に転出しています。また、卒業後、奨学金の返済が重荷となっている若者も少なくありません。令和 5 年度の県の新規事業であります奨学金返済支援制度との連携事業も検討しながら、大学生を対象とした給付型奨学金制度の創設に向けての制度設計を進め、地域の人材の育成や活用について地元企業や関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。また、JR 網干駅周辺の道路ネットワークの構築を進めるとともに、民間活力によるさらなる町の発展を目指し、用途地域の見直しについても検討してまいります。

○議長（中島貞次） 少しお待ちください。

間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

お願いします。

町長。

○町長（沖汐守彦） 『基本政策 2 学び成長するまち』、『大施策 1 子育て支援の充実について』であります。

未来を担う子供たちの瞳が輝く教育の充実、そして子育て環境の充実はこれからのまちづくりに最も大切な柱であると考えております。まず、空席となっています教育長人事を着実に進め、教育委員会組織の体制を整備します。令和5年度より小・中学校の学校給食費のうち主食費相当額を公費負担とし、学校給食費に係る保護者の負担を軽減します。また、学校給食費の集金については公会計制度を導入し、給食会計の透明化を図るとともに教職員の負担を軽減します。医療費については、これまで中学3年生まで治療費・入院費とも無償でしたが、令和6年1月診療分より高校3年生の年齢に相当する子供の入院費を無償とし、拡充に向けて準備を進めてまいります。新型インフルエンザ予防接種費用の助成については、新たに中学3年生及び高校3年生を追加し、受験生の健康と安心を応援します。また、新たに妊産婦ヘルパー費用助成事業及び妊婦歯科健康診査費助成事業を開始し、妊産婦を支援するとともに不育症治療支援事業の所得制限を撤廃いたします。さらに、令和5年4月より母子保健と児童福祉の知識を持つ総括支援員を配置しまして、こども家庭センターの設置に向けての準備を進めてまいります。一方、令和6年度に改定予定の子ども・子育て支援事業計画の策定に向けまして子育て世代や保護者へのアンケート調査を実施し、子ども・子育て施策の利用状況や利用希望を把握してまいります。また、令和5年4月から子育てに関する窓口を一本化するための体制を庁内に立ち上げまして、国の動向も見ながら令和6年4月から、仮称でありますけれども子ども支援課を本格的に運用したいと考えております。

『大施策2 学校教育の充実について』。

昨年、町議会500回を記念して開催されました中学生議会、先月太田小学校で開催されました太子町未来プロジェクト発表会、そして東京で開催されました全国いじめ問題子供サミットに兵庫県代表として参加しました太子西中学校生徒会の発表など、町内の小・中学生から太子町の未来を変える具体的なアイデア、多岐にわたる提案をたくさんいただいております。これらの児童・生徒の意見、提案を今後のまちづくりにも生かしていきたいと考えております。同時に、若い世代が自ら課題を見つけ課題を解決する方法を考え、多くの人の前で堂々と発表する姿に町の未来へのポテンシャル、新たなまちづくりへの息吹を心強く、そして頼もしく感じているところであります。また、学校教育現場を支えるスクールソーシャルワーカーを令和5年4月から正規職員として配置し、児童・生徒及び家庭への支援を充実させるとともに学校園と関係機関との連携をさらに強化いたします。ハード面では、学校園のトイレの洋式化や照明のLED化等を計画的に進め、快適で衛生的な教育環境の整備を進めてまいります。また、耐震化が未了でありました斑鳩幼稚園の南園舎東棟を解体するとともに職員室機能等の移転工事を実施します。この事業を行いまして、町内全ての学校園施設の耐震化が完了する予定となっております。

『大施策3 社会教育の充実について』であります。

文化会館及び歴史資料館、図書館から成るふるさと文化村は住民の芸術・文化活動あるいは学びの拠点地域であります。文化会館及び歴史資料館は開館30年、図書館は開館40年を迎えます。文化会館におきましては、キッズフェスティバルの開催、歴史資料館におきましては太子町に関連する絵図などの特別展、図書館におきましては秋の読書週間に合わせての記念講演会など、様々な記念行事を計画しております。今後とも社会教育、生涯学習の充実に努めてまいります。一方で、老朽化が進行しております文化会館・歴史資料館につきましては、会館の維持・改修に関する基本設計を行いまして今後の改修方針を検討したいと考えております。また、町民体育館及び総合公園陸上競技場の体育器具を更新します。新型コロナウイルス感染症の影響により減少しました体育施設利用者の増加、あるいは住民の皆様の健康増進などにも今後とも努めてまいりたいと考えております。地域交流館の交流ラウンジ、南総合センターの談話コーナーは、学習や

読書、親子の触れ合いなど予約なしで自由に活用いただける場として多くの住民の方々に利用いただいております。令和5年度におきましては、公共施設や民間施設のスペース等を活用しました自習室、交流スペースの設置を計画しております。子供たちを中心とした住民の皆様の学び・交流機会の場の拡充に取り組んでまいりたいと思います。

『基本政策3 未来を守るまち』、『大施策1 防災力の強化について』であります。

令和5年1月、東京大学・東北大学などの研究チームによりますと、南海トラフ大地震が発生した場合、その後1週間以内に同規模の後発地震が起きる可能性が高いことが示されております。当地域は、南海トラフ大地震に加えて山崎断層帯地震への備えも必要であります。さらに引き続いて、新型コロナウイルス感染症への対応も求められております。太子町地域防災計画及び太子町業務継続計画に加えて、現在策定を進めています大規模災害時の応援受入れを想定しました太子町受援計画なども踏まえて防災体制の構築・強化に努めるとともに、消防団員の報酬の拡充も含めまして地域防災力の充実強化、消防団員の確保に向けた取り組みを強化いたします。また、令和4年度に引き続き感染症を踏まえた防災訓練を実施する予定であります。さらに、計画的に備蓄倉庫を小学校区ごとに整備するとともに、備蓄品の点検・拡充にも努めてまいります。防災行政無線につきましては、天候や風向き、住宅の気密性の向上等、様々な要因によりまして聞こえにくいという声を多くいただいております。そのため、屋外拡声器の増設等に向けまして調査研究を早急に実施してまいります。

『大施策2 防犯・交通安全対策の充実について』は、たつの警察署、交通安全を進める会、防犯推進委員会など、関係機関とも連携しながら子供や高齢者を対象とした交通安全教室、自転車教室を開催いたします。また、地域の実態を踏まえた防犯対策に引き続き取り組み、交通事故及び街頭犯罪の発件件数等の減少を目指してまいります。さらに、地域の安心・安全に影響を及ぼす空き家等に対しましても総合的な対策を推進します。

『大施策3 環境保全活動の推進について』は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域脱炭素に係る本町の取り組み方針を明らかにし、住民、事業者、行政など、関係機関が協働して脱炭素・環境保護を推進するため、太子町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定いたします。また、住民の皆様の環境問題への関心・意識を高めるため、環境講演会を開催いたします。

『基本政策4 元気で笑顔のまち』、『大施策1 健康づくり・医療の充実について』は、政府は新型コロナウイルス感染症の位置づけを令和5年5月の連休明けに季節性インフルエンザと同等の5類に変更することを決定しております。また、マスクの着用につきましても、3月13日以降緩和する方針が示されております。ウィズコロナ社会の創造に向け、私は恐れ過ぎず、されど侮らずを基本とし、国、県の基本方針を踏まえながら住民の皆様の命と健康を守るための感染防止対策に迅速・適切に取り組み、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。また、日々最前線で住民の生命や地域の安心・安全を支えていただいている医師会の皆様をはじめ、医療従事者あるいは社会福祉施設等の関係者の皆様、感染防止対策に御尽力いただいている多くの関係者の皆様に改めて心からの敬意と感謝を申し上げます。今後、さらに加速する少子・高齢化、後期高齢者の急激な増加に対応していくため、住民の皆様の健康に対する意識の向上と健康づくり、介護予防を推進してまいりたいと思います。さらに、介護予防講演会や健診受診率を高める取り組みなどを通して行政、家庭、学校、地域が一体となった健康づくりにも取り組んでまいります。

『大施策2 高齢者・障害者福祉の充実について』は、本町における介護保険事業を取りまとめた介護保険事業計画を策定するとともに、高齢者施策を取りまとめた太子町老人福祉計画を改定

いたします。また、障害福祉全般の施策や事業を取りまとめた障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を改定しまして、今後の本町における高齢者施策、障害者施策の方向性を明らかにしていきたいと考えております。さらに、やすらぎタクシー券の助成につきましては、対象者の拡充、見直しも含めまして行政改革推進本部で検討を進めてまいります。

『大施策3 地域福祉の充実について』であります。

平成30年度に策定した太子町自殺対策計画を改定いたします。また、太子町地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら地域福祉の充実に努めます。また、高齢者、障害者、ひとり親など、一元的に相談・支援などを行う窓口の設置に向けまして検討を進めてまいります。さらに、平成30年度に男女共同参画社会の実現に向けて作成しました男女共同参画プランを改定いたします。また、太子町民主化推進協議会などと連携しまして、自他の人権を尊重し合えるまちづくりの推進に向けまして人権教育及び人権啓発活動の充実に努めてまいります。

『基本政策5 快適で持続するまち』、『大施策1 都市機能の整備促進について』は、本町にとって望ましい公共交通ネットワークの在り方を検討し、まちづくりの取り組みとの連携・整合を確保します地域公共交通のマスタープランとして太子町地域公共交通計画を策定いたします。また、都市計画道路である揖保線の道路延長を石海南地区の発展・活性化につなげるため、地元自治会との協議及び企業アンケートを実施しまして産業拠点の形成及び土地利用実現化の推進に向けまして米田・沖代地区土地利用調査を実施いたします。公園は憩いの場であり、散策、遊び、ウォーキングなど、健康的な生活を過ごすためにも必要な公共空間であります。現在、総合公園において展開しています住民活動や民間事業者等による利活用を一層進めてまいります。また、太田公園屋外トイレの解体・新築をはじめ、公園施設長寿命化計画の改定などを通しましてにぎわいのある魅力的な公園づくりを進めてまいります。持続可能な水道事業経営基盤を強化するため、策定後5年が経過しております太子町水道ビジョンを改定いたします。また、電気代をはじめ諸物価が高騰している中ではありますが、下水道使用料金を令和5年7月分から値上げする予定になっております。御理解、御協力を重ねてお願いいたします。また、豪雨時に発生する浸水箇所の解消を図るため、大津茂川右岸第一排水区における雨水幹線整備事業におきましても継続して取り組んでまいります。

『大施策2 行政基盤の確立について』であります。

コロナ禍の終息は依然として見通せず、加えて原油等のエネルギー価格や物価高騰の影響が急激に拡大しつつあります。こうした状況の中にあって、まちづくりの歩みを止めるわけにはいかない行財政改革と事務事業の見直しを強く推進していかねばならないと考えております。令和5年度行政改革推進本部を設置しまして、第7次太子町新行政改革大綱及び同実施計画の策定を通して町全体の施策や事務事業の評価・検証を行いまして全面的な見直しをしてまいります。令和5年4月からの企業版ふるさと納税制度の導入に向けまして、内閣府へ地域再生計画の認定申請書を提出しております。また、ふるさと応援寄附金事業の推進に向けまして新たなポータルサイトの導入も進めておりまして、行政基盤の強化に向け多様な主体の参画、協力を得てまちづくりを推進していきたいと考えております。デジタル施策の推進の上で重要な基盤となるのは、マイナンバーカードの普及であります。本町におきましては、本年1月末で交付率は66.6%、申請率は74.9%となっております。令和5年度におきましてもマイナンバーカードの申請補助、交付体制の強化などに取り組み、より一層の普及を図ってまいりたいと考えております。最後に、旧役場庁舎跡地の有効な利活用に向けまして、令和5年度におきましては水道管等の移設工事を実施するとともに、活用を希望する企業や事業者との意見交換等を実施したいと考えております。

以上が令和５年度のまちづくりに取り組む私の所信と施策の概要となります。今期定例会に提案しております案件につきまして、慎重なる御審議の上、適切な御議決をいただきますようお願いを申し上げます、令和５年度の町長施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島貞次） 町長の施政方針の説明は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後０時０９分）

（再開 午後１時１０分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第１７ 議案第８号 町道路線の認定について

○議長（中島貞次） 日程第１７、議案第８号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第８号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第４０条の帰属による道路２路線を認定するものであります。起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙に添付しております。また、箇所につきましては参考資料に路線地図を添付しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第１８ 議案第９号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第１８、議案第９号太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第９号太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定につきまして説明を申し上げます。

平成１１年６月に男女共同参画社会基本法が制定され、本町におきましても平成１５年度に太子町男女共同参画プランを策定しました。現在、少子・高齢化や家族形態の多様化、地域社会の変化など、社会環境や経済が急速に変化しており、時代に即した男女共同参画社会の実現に向けまして一層積極的に取り組むため、現行計画の目標年次である令和５年度にこれを改訂いたします。改訂に当たりましては、男女共同参画社会の実現に必要な課題の抽出や具体的な取り組みなどを調査・審議いただくため、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づく委員会として、太子町男女共同参画プラン策定委員会を設置するものであります。なお、この条例の施行日は令和５年４月１日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第１９ 議案第１０号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の

## 制定について

○議長（中島貞次） 日程第19、議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、委員会等の設置や国からの通知等による地域公共交通会議委員及びいじめ問題調査委員会委員等の追加、消防団員の報酬等の見直し、学校薬剤師の報酬額改定により本条例を改正するものでございます。

改正内容は、第1条において新設します地域公共交通会議委員、いじめ問題調査委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員を加えております。また、別表において、消防団員等については消防庁官通知に準拠しました報酬年額の改正及び出勤報酬を創設するものでございます。学校薬剤師につきましては、本町の学校薬剤師の報酬額は近隣自治体と比較して明らかに低く、同じ龍野薬剤師会に所属するたつの市の学校薬剤師の報酬額と比べ著しい乖離があると同薬剤師会より申立てがあったことによるもので、県教育委員会が定める額に準じた額に改定するものでございます。施行日は、令和5年4月1日としております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

新たに設けます地域公共交通会議委員及びいじめ問題調査委員会委員等の追加、また消防団員等の報酬の見直し、学校薬剤師の報酬額の改定により条例を改正するものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、まず地域公共交通会議委員についてでございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を受けまして、地域公共交通計画の策定が努力義務化されております。また、民間乗合バス路線に対して行う国庫協調補助等の補助要件にこの計画の策定が加わったことによりまして、令和5年度に地域公共交通計画を策定する必要が出てきました。この計画策定に際しましては地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会の設置が必要であり、また一方、地域公共交通計画に基づく事業の実施につきましては道路運送法施行規則に基づく地域公共交通会議の開催が必要になります。この両方の性格を併せ持ちました太子町地域公共交通会議を設置し、同会議委員への報酬を規定するものであります。いじめ問題調査委員会等につきましては、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法の規定により、本町のいじめ防止対策についての基本理念を太子町いじめ防止対策推進条例として定めるため、本定例議会に上程しておるところでございます。当条例で規定いたします太子町いじめ問題調査委員会及び太子町いじめ問題再調査委員会の委員への報酬を規定するものであります。

また、消防団員等につきましては、令和3年4月13日付消防庁長官通知に準拠し、団員階級の報酬年額を「1万円」から「3万6,500円」とし、他階級の報酬年額もこれに基づいて、機能別団員を「5,000円」から「1万円」に、班長を「1万円」から「3万6,500円」に、副分団長を「1万1,000円」から「4万円」に、分団長を「2万2,000円」から「4万3,000円」に改正するものであります。加えて、現在は出勤実績により分団へ支給しております運営交付金を火災・災

害等の出場に係る出動報酬を創設することで消防団員個人へ支給するように改正するものであります。学校薬剤師につきまして、たつの市は兵庫県教育委員会が定める県立学校の学校薬剤師報酬を基に算定しております。県教育委員会におきましても、毎年的人事院勧告に基づく報酬額の見直しを図っているため、本町におきましても県教育委員会が定める額に準じる額にするものでございます。具体的には新旧対照表を参照していただきますと分かりやすいのでありますが、学校薬剤師の報酬年額を小・中学校では「7万6,000円＋3万8,000円×（学校数－1）」から「15万4,000円＋7万7,000円×（学校数－1）」に改正いたします。幼稚園では「3万8,000円＋1万9,000円×（幼稚園数－1）」から「7万7,000円＋3万8,500円×（幼稚園数－1）」に改正いたします。なお、条例の施行日につきましては令和5年4月1日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第20 議案第11号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第20、議案第11号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第11号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

保健福祉会館の東館2階で事業を行っております老人福祉センターでございますが、東館1階で実施しておりました社会福祉協議会による介護保険サービス事業が令和2年6月末をもって廃止されたことにより、現在保健福祉会館の土曜日の利用は老人福祉センターのみとなっております。このたび、防犯上の管理費の経費削減の観点から老人福祉センターの利用日を「火曜日から土曜日」としているものを保健福祉会館と同一の「月曜日から金曜日」に改正するものであります。具体的には、休館日を規定しています第5条第1項第1号において休館日に土曜日を追加いたしまして、利用日及び利用時間を指定しています第6条において保健福祉会館の利用日と老人福祉センターの利用日が同一となるよう見出し及び条文を整理しております。施行日は、令和5年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第21 議案第12号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第21、議案第12号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第12号太子町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い

まして本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、第7条の2において、利用乳幼児の安全を確保するため、事業所ごとに安全に関する事項についての計画を策定すること等の規定を加えております。

次に、第7条の3において、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは点呼等により利用乳幼児の所在確認を行うこと及びその自動車にブザー等の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を設置し、使用を義務づける規定を加えております。

次に、第10条において、他の社会福祉施設等を併せて設置するときには、利用乳幼児の保育に支障が生じない場合に限り職員の兼務や設備の共有を可能とする規定に改めております。

次に、第13条において、懲戒権に関する規定を削除しております。これは、民法におきまして親権者の懲戒権に関する規定が削除されたことに伴うものであります。

次に、第14条第2項において、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のため講ずるべき措置の内容として、職員の研修及び訓練を定期的実施するという具体的な規定に改正しております。

施行日は、第13条については公布の日とし、その他の改正は令和5年4月1日から施行することとしております。また、経過措置として改正後の第7条の3第2項の規定の適用につきましては、ブザー等の設置及び使用が困難である場合には令和6年3月31日までの間、その設置及び使用に代わる代替的な措置を講じることとして差し支えないとする規定を設けております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第13号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第22、議案第13号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第13号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されましたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、第26条において懲戒権に関する規定を削除しております。これは、民法において親権者の懲戒権に関する規定が削除されたことに伴うものであります。施行日は、公布の日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第23 議案第14号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第23、議案第14号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第14号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴う本条例の一部を改正するものでございます。

改正の具体的な内容は、第6条の2において、利用者の安全確保を図るため、事業所ごとに安全に関する事項についての計画を策定することなどの規定を加えております。

次に、第6条の3において、利用者の移動のために自動車を運行するときは乗車あるいは降車をするときに点呼等により利用者の所在を確認しなければならないとの規定を加えております。

次に、第12条の2において、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施する、または早期に業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに職員への周知、研修並びに訓練を定期的実施するよう努める規定を加えております。

次に、第13条第2項において、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止のため講ずるべき措置の内容として、職員の研修及び訓練を定期的実施するという具体的な規定に改正しております。

施行日につきましては、令和5年4月1日としております。また、経過措置として、改正後の第6条の2の規定の適用については令和6年3月31日までの間、努力義務とする規定を設けております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第15号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第24、議案第15号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第15号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金が引き上げられたことに伴い、当町におきましても同様の規定を整備するものでございます。

内容としましては、出産育児一時金について規定をしております第11条において、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理により、出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額等の推計等を勘案しまして、令和5年4月1日から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことに伴いまして健康保険法施行令等の一部が改正され、「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げられたため、規定を改めるものでございます。これによりまして、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給総額は「50万円」となります。施行期日につきましては令和5年4月1日としており、施行日以降の出産から適用されることとなります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~  
**日程第25 議案第16号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第25、議案第16号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第16号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正理由は、主に3点でございます。

1点目は、令和9年度に兵庫県下統一の保険料率に移行されることに伴いまして、本町の保険料率を令和9年度までに兵庫県の標準保険料率まで引き上げるために保険料率の改定を実施するものでございます。2点目は、閣議決定されました税制改正大綱に基づきまして、国民健康保険税の課税額に係る限度額を引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げるものでございます。3点目は、応益割の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を「28万5,000円」から改正後「29万円」に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を「52万円」から改正後「53万5,000円」に引き上げるものでございます。具体的な改正内容につきましては国が示しております改正基準の内容に基づくものとし、これに税率改定の内容を反映した規定に改めております。施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。ただし、国民健康保険税の課税限度額の引上げ部分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行日としております。いずれも令和5年度分の国民健康保険税から適用されることとなります。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~  
日程第26 議案第17号 太子町いじめ防止対策推進条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第26、議案第17号太子町いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第17号太子町いじめ防止対策推進条例の制定について説明を申し上げます。

平成25年6月にいじめ防止対策推進法が発令され、同法に基づきまして本町のいじめ防止対策についての基本理念を太子町いじめ防止対策推進条例として定めるものでございます。主な制定内容は、目的、用語の意義、基本理念、町・学校・教職員・保護者・町民の役割、いじめ問題対策連絡協議会等の組織、重大事態への対処等につきまして規定をしております。詳細につきましては、規則に委任することとしております。施行日は、公布の日としております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第17号太子町いじめ防止対策推進条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成25年6月にいじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としていじめ防止対策推進法が公布されました。この同法の規定によりまして、本町のいじめ防止対策についての基本理念を太子町いじめ防止対策推進条例として定めるものでございます。

制定内容といたしましては、第1条でいじめの防止等のための対策に関して基本理念を定め、町の責務を明らかにし基本的な事項を定めるなど、条例の目的を規定しております。第2条で、いじめ、学校、児童等、保護者、町民の定義を規定しております。第3条で、いじめの防止等のための対策についての基本理念を規定しております。第4条で、いじめの禁止等に向けて努めるべき事柄を規定しております。第5条で、町の責務として町が取り組むべきいじめの防止等のための対策を規定しております。第6条で、町立学校及び町立学校の教職員の責務としていじめの防止及び早期発見等を規定しております。第7条で、保護者の責務として児童等がいじめを行うことのないよう指導すること等を規定しております。第8条で、町民の役割として児童等に対する見守り及び環境づくり等を規定しております。第9条で、いじめ防止基本方針を教育委員会が定めることと規定しておるのですけれども、各学校につきましてもいじめ防止基本方針を定めることとしております。第10条で、いじめの防止等に関係機関と連携して取り組むためにいじめ問題対策連絡協議会を規定しております。第11条で、重大事態への対処として調査報告等について規定しております。第12条で、教育委員会の諮問に応じ、第11条に規定する重大事態に係る事実関係を調査する附属機関として太子町いじめ問題調査委員会を規定しております。第13条で、町長の諮問に応じ、第12条に規定する調査委員会の答申について再調査を行う附属機関として太子町いじめ問題再調査委員会を規定しております。第14条で、個人情報の取扱いとして職務上知り得た個人の情報を他人に漏らしてはならないことを規定しております。第15条では、規則への委任を規定しております。施行日は、公布の日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第27 議案第18号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第27、議案第18号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第18号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

兵庫県皮革産業協同組合連合会、兵庫県、姫路市、たつの市及び本町との間で締結いたしました皮革産業対策の具体的推進に係る協定書に基づき、前処理場処理污水に係る使用料単価を改正するものでございます。この使用料単価の改正につきましては、県下同一料金とすべくおおむね5年ごとに協議により決定し、このたびも皮革業界、県、関係市町との間で費用分担の在り方について協議を重ね、合意に至ったものであります。具体的な改定内容といたしましては、現行の使用料単価「税抜き250円」を令和5年から令和8年度まで据え置き、最終年の令和9年度に

「273円」に引き上げるものでございます。施行日は、令和5年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第28 議案第19号 令和5年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（中島貞次） 日程第28、議案第19号令和5年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第19号令和5年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を124億3,955万8,000円とし、対前年度比で1億1,852万7,000円、1.0%の増としております。

歳入予算の主な増減は、町税におきましては町民税は7,227万円の増、固定資産税は5,974万4,000円の増など、町税の増額では対前年度比1億3,768万2,000円、3.5%の増でございます。地方交付税では対前年度比1億6,000万円、7.1%の増、分担金及び負担金は対前年度比1億6,137万6,000円、414.4%の増、町債は対前年度比2億1,530万円で40.3%の減でございます。

歳出予算の主な増減は、総務費はふるさと納税関連経費等の減により対前年度比6,579万3,000円、3.7%の減、民生費は子育て施設整備費補助経費の減額により対前年度比1億6,770万1,000円、3.5%の減、衛生費は新型コロナワクチン接種委託料等の増により対前年度比1億8,729万4,000円で20.8%の増、土木費は道路橋りょう修繕工事費の増等によりまして対前年度比6,759万9,000円、4.8%の増、教育費は給食会計の公会計化等により対前年度比2,848万9,000円、1.9%の増でございます。そのほかに、債務負担行為につきましては4事業、地方債につきましては10事業を設定しまして、一時借入金の限度額は10億円、歳出予算の流用は前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第19号令和5年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から主な内容を説明いたします。

42ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費は、前年度比486万6,000円の増であります。主に令和5年4月の改選に伴い、議員報酬等を定数の15名分で計上したことによるものでございます。また、機器等の調達が困難となっております議会資料のペーパーレス化に向けたシステム導入経費について改めて予算計上しております。

44ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、節2給料が前年度比463万5,000円の増、節3職員手当等は591万8,000円の増であります。主に昨年の人事院勧告に基づく給料等の改定によるものでございます。また、節4共済費は、前年度比589万1,000円の増であります。昨年10月の制度改正によりまして、再任用職員、会計年度任用職員の一部が共済組合に加入したことによる

ものでございます。

46ページをお願いいたします。

節12委託料、人事給与システム構築委託料につきましては、システムのクラウド化に係る機器搬入調整や環境構築料として129万7,000円を計上しております。節18負担金、補助及び交付金は、前年度比897万1,000円の減であります。主に市町村職員退職手当組合負担金における退職者数の状況に応じた負担分、また調整額の減によるものでございます。

48ページをお願いいたします。

目3財政管理費、節18負担金、補助及び交付金は、入札事務の効率化を図るため、電子入札システムを導入するものでございます。

目4会計管理費、節11役務費のうち指定金融機関等取扱手数料につきましては、令和6年1月にNTT西日本のISDN回線サービスが終了することに伴い、口座振込及び口座振替のデータ伝送業務についてLGWAN回線を利用したサービスに切り替えることにより163万9,000円増加しております。

目5財産管理費、節12委託料のうち50ページの旧庁舎不動産鑑定委託料及び旧庁舎分筆登記業務委託料につきましては、今後の土地利用に向けて隣接する土地との境界を整備するものであります。また、旧庁舎埋設水道管移設工事設計業務委託料及び節14工事請負費の旧庁舎埋設水道管移設工事費につきましては、敷地内に埋設されております水道管の移設を実施するものでございます。

目6庁舎管理費、節10需用費、修繕料は庁舎の消防設備及び南出入口路面の修繕等を行う、また節12委託料のうち庁舎植木剪定業務委託料は高所作業による植木の管理をそれぞれ実施するものでございます。

52ページをお願いいたします。

目7企画費、節12委託料のうち総合計画策定アンケート業務等委託料につきましては、第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略を含みます第6次太子町総合計画の改定及び第5次男女共同参画プランの策定を進めるに当たり、住民のニーズの把握及び町の将来を見据えるための人口推計などを実施するものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち地域公共交通会議補助金1,051万4,000円につきましては、民間乗合バス路線に対する国庫協調補助等の採択要件に地域公共交通計画への位置づけが必要となり、計画策定が努力義務化されたことから事務を担う地域公共交通会議に策定経費を補助するものでございます。

目8電子計算機費、節12委託料のうち自治体情報システム標準化調査等委託料は、令和7年度末までに住民情報システムをガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムへ移行するため現行システムの調査等の経費を計上しており、54ページの業務システム構築委託料は職員が利用する業務用ネットワーク機器等の更新費用、また次期ネットワーク外部監査委託料につきましては更新するネットワークのセキュリティー確保のため、外部機関に監査を委託する費用でございます。

58ページをお願いいたします。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節12委託料のうち住民税システム改修業務委託料につきましては、令和6年度から個人住民税の特別徴収税額通知のうち納税義務者用が電子化されることに伴い、税務基幹システムを改修するものでございます。

60ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節1報酬につきましては、マイナンバーカードのさらなる利用及び普及促進を図るため、一般事務員を増員して交付体制を強化するもの

であります。節12委託料のうち戸籍総合システム法改正対応作業委託料は、読みがな対応等に係るシステム改修の経費でございます。また、戸籍総合システムクラウド構築委託料及び節13使用料及び賃借料のうち戸籍総合システムソフト使用料は、現在のシステム使用契約が令和5年12月に終了することから、令和7年度からのガバメントクラウドへの移行を見据えてクラウド化するものでございます。

62ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、令和5年4月改選の兵庫県議会議員選挙と太子町議会議員選挙の執行経費を計上しております。

66ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料のうち自殺対策計画改訂業務委託料につきましては、現計画が令和5年度末で終了するため、施策の実績等を評価・検証するとともに、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえた法制度の変化等を反映し改訂するものでございます。

68ページをお願いいたします。

節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、前年度比1,076万5,000円の増となっております。2億4,705万4,000円であります。

目2老人福祉費、節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費等の増により前年度比889万6,000円増の4億887万4,000円としております。

70ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節18負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療費負担金につきましては、前年度比2,559万7,000円増の3億6,734万8,000円を計上しております。

目5障害者福祉費、節12委託料のうち障害者計画等改訂業務委託料につきましては、現計画が令和5年度末で終了するため、施策の実績評価、検証等を目的としたアンケート調査と結果の分析、法制度の変化等を反映し改訂するものでございます。

74ページをお願いいたします。

目8保健福祉会館管理費、節14工事請負費につきましては、空調設備の更新及び照明機器をLED化するものであります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料のうち子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業委託料につきましては、要保護児童対策地域協議会の専門性強化、児童虐待の発生予防等を図るため、児童家庭支援センターに一部業務を委託し訪問等を強化するものでございます。76ページの養育支援訪問事業委託料は、児童の養育に係る支援が特に必要な家庭等の育児や家事の支援を居宅介護事業所に委託するものであります。また、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料につきましては、現計画が令和6年度末で終了するため、令和7年度から令和11年度までの5カ年を計画期間とする第3期計画を債務負担行為を設定して2カ年で策定するため、子育て支援事業の現在の利用状況や保護者の希望を把握するためのアンケート調査を行うものでございます。

78ページをお願いいたします。

目2保育所費、節12委託料のうち保育業務支援システム保守管理委託料及び保育業務支援システム導入委託料、節14工事請負費、節17備品購入費の一部につきましては、斑鳩保育所における保育計画の作成や入所児童の記録、登降園管理などICTを活用した業務システムを導入し、保護者との連絡や保育士の業務負担軽減を図るものでございます。

80ページをお願いいたします。

目 6 乳幼児等医療費、節12委託料のうち福祉医療システム改修委託料及び節19扶助費のうちこども入院医療扶助費につきましては、現在小学校 4 年生から中学校 3 年生までの入院医療費無償化を高校 3 年生まで拡充するためのシステム改修及び入院医療扶助費でございます。

82ページをお願いいたします。

目 7 子育て支援施設運営費、節14工事請負費につきましては、子育て支援センター敷地内にある倉庫等を解体し、駐車場及び駐輪場として整備するものでございます。

飛びまして88ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節12委託料のうち受験生等インフルエンザ予防接種助成事業委託料につきましては、進路選択時期に万全の体制で受験などに臨めるよう、新たに中学校 3 年生及び高校 3 年生を対象に接種費用の一部を助成するものでございます。

90ページをお願いいたします。

目 3 母子衛生費、節12委託料のうち妊婦歯科健診委託料につきましては、妊婦の健康づくりを支援するために新たに歯科健康診査を実施するものでございます。節18負担金、補助及び交付金のうち出産・子育て応援給付金につきましては、伴走型相談支援と妊娠初期及び出産後の給付金支給との一体的事業に係る費用でございます。節19扶助費のうち妊産婦ヘルパー利用助成金につきましては、家事・育児の支援が必要な妊産婦の負担軽減を目的にヘルパーを利用した費用の一部を助成するものでございます。

92ページをお願いいたします。

目 4 環境衛生費、節 7 報償費、節10需用費、節13使用料及び賃借料につきましては、新たに策定する地球温暖化防止実行計画の内容を広く周知し、環境問題に対する興味・関心を高めるため、環境講演会を実施する経費を計上しております。

94ページをお願いいたします。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金は、前年度比273万3,000円増の 4 億6,824万円となっております。主に塵芥処理経費の増加に伴う揖龍保健衛生施設事務組合負担金の増によるものでございます。

96ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節12委託料、農地情報公開システム更新データ作成業務委託料につきましては、地域計画を作成する上で必要な現況地図、目標地図の作成を円滑に進めるために町の農地情報システムから国の同システムに移行する農地情報を作成するものであります。

98ページをお願いいたします。

目 5 農地費、節12委託料のうち石海中部地区調査設計業務委託料につきましては、老原、宮本、船代地区と福地の一部地区におきまして農業の担い手の高齢化や後継者不足等の課題解決に向け効率のよい圃場を形成し安定的な農業経営を推進するため、基盤整備に向けた取り組みとして調査設計を行うものであります。また、節18負担金、補助及び交付金のうち西脇・広坂地区及び岩見構下地区のは場整備事業負担金につきましては面整備工事や工事後の家屋調査に係る負担金を、県営ため池等整備事業負担金は広坂地区の向池の耐震補強工事と、栗岡池の実施設計に係る負担金をそれぞれ計上しております。

102ページをお願いいたします。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち I T 導入支援事業補助金につきましては、今後のビジネススタイルへの適合を促進するために会計ソフト導入等、デジタル化に要する費用を補助するものであります。また、経営継続支援緊急対策利子補給

金は、令和2年度の感染症拡大当時に制度化されました国から3年間の利子補給を受けた融資に対し、その後2年間の利子補給を町の基金で行い運転資金の確保を支援するものでございます。

目2観光費、節7報償費のうち町PRイベント賞品は、魅力発信や認知度を測ることを目的にスタンプラリーなどの町内の店舗で実施するための経費でございます。

104ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金、補助及び交付金のうち兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、豪雨による斜面の土砂流出等が見られる丹生山の対策工事に係る県営事業負担金でございます。

106ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料のうち橋りょう調査設計業務委託料につきましては、太子陸橋及び中道跨線橋におきまして法令に定められました5年に一度の点検を行うものでございます。また、中道跨線橋修繕工事委託料はJR敷地内の部分につきまして債務負担行為を設定して4カ年でJR西日本に工事を委託するもので、節14工事請負費につきましては町施工により橋梁上面の舗装及び伸縮装置の取替えを実施するものでございます。

目2道路維持費、節14工事請負費につきましては、沖代線などの舗装や側溝等の経年劣化が著しい箇所につきまして修繕するものでございます。

108ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節14工事請負費につきましては、網干線を姫路市側と接続させるべく県道太子御津線東側の工事を実施するものでございます。

110ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料のうち沖代・米田地区土地利用調査委託料につきましては、都市計画道路揖保線の道路延長に伴い都市に近接した立地と交通の利便性を生かした産業拠点の形成を図り、効果的な土地利用の実現化に向けた方策を検討するものであります。また、用途地域見直し等業務委託料につきましては、都市計画道路龍野線の整備に伴い、町の用途地域の見直し検討及び地区計画の策定を債務負担行為を設定して実施するものであります。

112ページをお願いいたします。

目3公園管理費、節12委託料のうち公園施設長寿命化計画改定業務委託料につきましては、都市公園施設の計画的な修繕、更新、改築等を行うことを目的として平成26年度に策定いたしました計画を更新するものでございます。また、節14工事請負費のうち太田公園トイレ解体・整備工事費につきましては、老朽化したグラウンドと公園の2か所のトイレを統合し公園側に新築するものでございます。

114ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節1報酬は前年度比1,159万2,000円の増となっており、消防団員の報酬を国の基準に準じ増額するものでございます。

116ページをお願いいたします。

目4災害対策費、節10需用費、消耗品につきましては、町地域防災計画の災害備蓄目標数に基づき資材等を補充するものであります。また、節14工事請負費は、災害時の迅速な避難所の立ち上げを目的に令和5年度は太田幼稚園駐車場及び斑鳩小学校敷地内に防災備蓄倉庫を整備するものでございます。

120ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節10需用費、印刷製本費のうち社会科副読本

につきましては、令和6年度の小学校教科書の全面改訂に向けて小学校3、4年生を対象とした「わたしたちの太子町」を改訂するものであります。また、節12委託料は、学校情報を保護者へ携帯メールで一斉配信する従来のサービスに加えまして、スマホアプリに対応した欠席連絡や検温連絡等の機能が拡充したシステムを導入し、一層の利便性向上を図るものでございます。

122ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち石海小学校受水槽等更新工事費につきましては、老朽化した受水槽、高架水槽、揚水ポンプ等の簡易専用水道や消火水槽、消火ポンプ等の屋内消火栓設備を更新することで、学校における安全で衛生的な飲料水の確保及び初期火災に必要な消防機能の維持を図るものでございます。

126ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料のうち太子西中学校校舎トイレ改修工事実施設計業務委託料及び太子東中学校屋外運動場トイレ改修工事実施設計業務委託料、また128ページの節14工事請負費のうち太子東中学校屋外運動場トイレ改修工事費、これらは洋式化を主体とした改修を順次実施し、快適で衛生的な教育環境を整備するための設計及び改修経費でございます。

132ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節14工事請負費のうち斑鳩幼稚園南園舎東棟解体等工事費は、耐震基準を満たしていない南園舎の東棟を解体し、職員室を西棟に移設するとともに北園舎の活用や3歳児保育の実施に向けてのトイレの改修、照明のLED化などを併せて実施するものでございます。

136ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節17備品購入費につきましては、ジュニアリーダー養成講座のキャンプ用テントの劣化が進んでいるため、更新するものでございます。

138ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節12委託料のうち出土資料整理作業委託料につきましては、令和4年度の吉福西遺跡発掘調査で出土いたしました鉄製品資料の保存処理及び同遺跡の土壌分析を実施するものであります。

140ページをお願いいたします。

目6図書館費、節14工事請負費につきましては、図書館のおはなしの部屋と読書会室の空調設備を経年劣化に伴い更新するものでございます。

142ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節10需用費、修繕料につきましては、主に大ホールの舞台幕や中ホールカーテンなどを経年劣化に伴い取り替えるものでございます。

144ページをお願いいたします。

節12委託料のうち文化会館外建物維持改修基本設計業務委託料は、ふるさと文化村の今後のあり方について基本計画を策定し、文化会館・歴史資料館の今後の建物・施設の維持改修の基本設計を行うものであります。また、施設予約システム改修業務委託料につきましては、令和5年10月以降、施設使用料の収受に必要となる適格請求書、いわゆるインボイスの発行・保存に対応するためのシステム改修費用でございます。節14工事請負費、中ホール照明遠隔操作装置設置工事費は、現在2階の調整室でしかできない照明の操作につきまして、タブレット端末による遠隔操作を可能にすることでサービスの向上と業務の効率化を図るものであります。また、節17備品購入費、通信用クリアーカムは、舞台スタッフの間で意思疎通や情報伝達に使用するクリアーカムセットが故障したため購入するものでございます。

146ページをお願いいたします。

目 8 歴史資料館費、節12委託料のうち展示品輸送作業等委託料につきましては、企画展の際、借用する指定文化財等の資料の運搬作業等を専門業者に委託するものでございます。

飛びまして152ページをお願いいたします。

項 6 保健体育費、目 2 体育館費、節17備品購入費は、経年劣化により破損しております卓球台などの運動用品を更新するものでございます。

目 3 総合公園管理費、節14工事請負費は、町民グラウンド南側にフェンスを設置するものであります。また、節17備品購入費につきましては、経年劣化した電動ラインカーやテニスコートの防風ネットなどを更新するものでございます。

154ページをお願いいたします。

目 4 給食センター費、節10需用費、賄材料費につきましては、学校給食費の公会計化に伴い食材の費用を計上するものであります。

156ページをお願いいたします。

款13予備費につきましては、感染症対策や災害など突発的かつ想定外の事案に備え3,000万円を計上しております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

款 1 町税、項 1 町民税、目 1 個人につきましては、新型コロナ感染症の動向を踏まえた国・地方の経済の見通しや景気回復等による個人所得の増加が見込まれることにより、前年度比6,027万円増の16億7,653万5,000円としております。また、目 2 法人につきましても、業績回復による現年課税分の増加が見込まれることにより、前年度比1,200万円増の1億4,440万円としております。

項 2 固定資産税、目 1 固定資産税19億6,073万6,000円につきましては、対前年度比5,974万4,000円の増としております。これは令和5年度が評価額の据置年度であり、新築家屋分の増加を見込んだことによるものでございます。

項 3 軽自動車税、目 2 種別割 1 億1,511万9,000円につきましては、前年度比710万4,000円の増としております。主に四輪の自家用自動車、貨物車について、従来税率から標準税率適用車両への移行が進んでいる状況によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

項 4 町たばこ税、目 1 町たばこ税 1 億8,899万1,000円につきましては、前年度比280万6,000円の減としております。税率改正に伴う販売価格の上昇や健康意識の一層の高まり、若年層の非喫煙傾向によりまして喫煙者数の減少を見込むものでございます。

款 2 地方譲与税から18ページの款12交通安全対策特別交付金までの各種譲与税、税交付金、地方交付税につきましては、国の示します地方財政計画や近年の決算状況、景気動向などを考慮した伸び率等により見込んだ数字でございます。

款13分担金及び負担金、項 1 負担金、目 2 教育費負担金、節 1 教育総務費負担金のうち学校給食費保護者負担金は、学校給食費の管理における透明性の確保や教員の業務負担の軽減等を図ることを目的として学校給食費公会計化に伴い予算計上をしているものでございます。なお、子育て支援のため、小・中学校の主食費相当額の減免を予定しております。

20ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 4 教育使用料、節 4 保健体育使用料のうち体育館使用料628万3,000円及びテニスコート使用料532万8,000円は、利用者の増加に伴う増収を見込んでお

ります。

24ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、デジタル基盤改革支援補助金1,683万円は、住民情報システムを国の構築するガバメントクラウド上に移行させる経費に対する補助金でございます。補助率は10分の10でございます。節2戸籍住民基本台帳費補助金のうちマイナンバーカード交付事務費補助金1,408万円はカードの交付事務に係る人件費や事務費等への補助金、また戸籍情報システム整備費補助金565万4,000円につきましては戸籍法等の改正に伴う戸籍総合システムの改修に係る補助金でありまして、ともに補助率は10分の10でございます。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金のうち養育支援訪問事業補助金31万2,000円及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金93万3,000円につきましては、それぞれ歳出で御説明申し上げた事業に係る補助金であり、ともに補助率は3分の1でございます。また、保育対策総合支援事業費補助金225万円は、感染症対策経費や斑鳩保育所の保育業務支援システム導入経費に係る補助金で補助率は2分の1でございます。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備費補助金3,700万円は、網干線外道路整備事業及び沖代線舗装修繕工事に係る補助金で補助率は2分の1でございます。

28ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金のうち地域活動支援センター基礎的事業等補助金259万8,000円は、地域での居場所として活用を推進している地域活動支援センター事業に係る補助金で補助率は10分の2でございます。

30ページをお願いいたします。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち水利施設等保全高度化事業補助金は、歳出で御説明申し上げました石海中部地区調査設計業務委託に係る補助金で補助率は10分の10でございます。

32ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節3選挙費委託金695万8,000円につきましては、兵庫県議会議員選挙の委託金でございます。

目4農林水産業費委託金、節1農業費委託金のうち機構集積支援事業交付金は、歳出で御説明申し上げました農地情報公開システム更新データ作成業務に係るものでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち財政調整基金債券運用配当金226万3,000円は、国債及び地方債で運用しております4億円分の配当金でございます。

34ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましてはふるさと応援寄附金3億円を計上し、款19繰入金、項1基金繰入金、目2ふるさと応援基金繰入金にはふるさと納税の事務経費と基金を活用して実施いたします事業経費を合わせて4億4,141万6,000円を計上しております。

目3交通安全対策基金繰入金693万5,000円につきましては、交通啓発用看板、区画線補修工事など、交通安全対策費用に基金を活用するものでございます。

目5新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金1,332万円は、歳出で御説明申し上げました経営継続支援緊急対策利子補給金に充てるものでございます。

36ページをお願いいたします。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節1総務費雑入のうち地域公共交通会議返還金は、歳出で

御説明申し上げました町が補助します公共交通協議会における地域公共交通計画策定経費につきまして、同協議会が受ける国庫補助金相当額を町補助金の返還金として受け入れるものでございます。

38ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目1民生債、節1社会福祉施設整備事業債430万円につきましては、保健福祉会館の照明のLED化に係るものであります。40ページの節2児童福祉施設整備事業債1,440万円は、子育て支援センターの倉庫等の解体・撤去工事に係るものでございます。

目3土木債、節2道路橋りょう事業債9,030万円は網干線外の道路整備や中道跨線橋の長寿命化改修、沖代線補修修繕等に係るものであり、また節3都市計画事業債3,500万円は太田公園のトイレ改修に係るものでございます。

目4消防債、節1消防防災設備整備事業債1,470万円は、防災備蓄倉庫の整備に係るものでございます。

目5教育債、節1学校施設整備事業債3,000万円は太子東中学校の屋外運動場トイレ改修や斑鳩・石海小学校の照明のLED化に係るものであり、また節2幼稚園施設整備事業債1,620万円は斑鳩幼稚園の南園舎東棟の解体と照明のLED化に係るものでございます。

目6臨時財政対策債9,300万円は、地方債計画における見込みに応じたものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表では、債務負担行為4件を設定しております。子ども・子育て支援事業計画策定事業につきましては2カ年で限度額600万円、跨線橋定期点検委託事業では2カ年で限度額1億5,600万円、中道跨線橋修繕工事委託事業は令和8年度までの4カ年で限度額11億4,100万円、用途地域見直し・地区計画策定事業は2カ年で限度額1,400万円として設定しております。

最後に、第3表では歳入で御説明申し上げました地方債の発行条件を設定しております。限度額合計は3億1,930万円でございます。

以上で議案第19号令和5年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第29 議案第20号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（中島貞次） 日程第29、議案第20号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第20号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和5年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を31億2,321万8,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税5億7,349万8,000円、県支出金22億8,666万9,000円、繰入金2億4,893万6,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費4,897万6,000円、保険給付費22億529万円、国民健康保険事業費納付金8億3,469万9,000円、保健事業費2,205万1,000円等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第20号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から主な内容を説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4,397万3,000円につきましては、職員の人件費や国民健康保険事業の運営に必要な物件費等の経費であります。一般管理費全体では、前年度に比べて27万円の減となっております。

15ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費から17ページの項5葬祭諸費までにつきましては、平成30年度からスタートいたしました国保制度改革によりまして保険給付費に必要な経費を県が交付金として措置することになったことから、県の特別会計予算の歳出との調整を図るものとして同額を計上しております。款2保険給付費全体といたしましては22億529万円で、前年度より1億8,633万7,000円の減となっております。

17ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金につきましては、県が国保財政運営の責任主体として県下の市町村ごとの被保険者数や所得水準等を考慮した上で決定する納付金でございまして、県が算定した金額を医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に区分して計上いたしております。納付金総額は8億3,469万9,000円で、前年度より3,087万2,000円の減となっております。

19ページをお願いいたします。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費2,046万7,000円は、平成20年度より医療費適正化の総合的な推進として40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられた特定健康診査・特定保健指導に係る経費やヘルスアップ事業として実施します未受診者対策や糖尿病性腎症重症化予防対策に係る経費であります。前年度より184万円の増となっております。

続いて、歳入について説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税のうち節1医療給付費分現年課税分につきましては3億6,586万2,000円、節2後期高齢者支援金分現年課税分につきましては1億2,805万9,000円、節3介護納付金分現年課税分につきましては4,427万1,000円を計上しております。目1一般被保険者国民健康保険税全体といたしましては5億7,317万1,000円で、前年度より39万4,000円の増となっております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、現在退職被保険者等はゼロ人ではありますが、遡及して国保加入するケースもあることも踏まえまして算出しております。全体で32万7,000円を計上しております。前年度より7万円の減となっております。

9ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金のうち節1普通交付金は、国保制度改革により県から交付される保険給付費に要する費用として22億509万円、節2特別交付金は、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分の国県負担金など、市町村に交付される各種公費として節全体で8,157万9,000円を計上しております。目全体では22億8,666万9,000円となっております。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金2億4,705万4,000円は、保険基盤安定繰入として保険税軽減分と保険者支援分1億6,475万9,000円、未就学児に係る国民健康保険税均等

割額の軽減実施に伴う繰入として143万8,000円、職員給与費等繰入として総務費の人件費及び物件費相当額の4,823万5,000円、出産育児一時金等繰入として出産育児一時金の3分の2に当たります833万3,000円、普通交付税に算入される財政安定化支援事業繰入として1,424万4,000円を計上しております。また、その他一般会計繰入金として1,004万5,000円を計上しておりますが、これは地方単独事業の実施、いわゆる福祉医療の実施に伴い国保の国県支出金が減じられていることについて、この影響額分を一般会計から繰り入れるものであります。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の調製のため188万2,000円を計上しております。

款6繰越金、目1繰越金は、令和4年度決算の剰余金を令和5年度に繰り越すもので、国保制度改革後の決算状況を勘案し1,000万円を計上しております。

国保会計全体の総額は31億2,321万8,000円で、前年度と比較いたしますと2億1,558万3,000円の減となっております。

以上で令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第21号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（中島貞次） 日程第30、議案第21号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第21号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和5年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を26億1,668万1,000円と定めるものであります。

歳入につきましては、保険料6億7,298万9,000円、国庫支出金5億855万3,000円、支払基金交付金6億5,925万2,000円、県支出金3億5,780万1,000円、繰入金4億1,467万4,000円等を計上しております。

歳出につきましては、総務費5,728万5,000円、保険給付費23億9,358万4,000円、地域支援事業費1億3,762万円等を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第21号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

初めに、本会計の特定財源につきましては国県支出金のほか、その他といたしまして支払基金交付金、一般会計繰入金等を充当し、一般財源は第1号被保険者保険料で賄うべきものとしております。

それでは、歳出から主なものを説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護保険事務職員4名分の人件費及び事務経費、令和5年度に策定いたします次期老人福祉計画・介護保険事業計画の策定経

費、国県負担金等を伴う介護保険事業費に認められていない経費など、全体で3,496万8,000円を計上しております。

目2 連合会負担金につきましては、国民健康保険団体連合会へ支払うべき負担金50万1,000円を計上しております。

13ページから15ページにわたる項2 徴収費、目1 賦課徴収費につきましては、介護保険料納付書等の郵送料など、賦課徴収を行うための費用として250万6,000円を計上しております。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の委員報酬など全体で310万円を計上しております。

目2 認定調査等費につきましては、介護認定調査員4名分の報酬や主治医意見書作成手数料、介護認定審査会で使用しますスキャナー、パソコン購入費用など、全体で1,621万円を計上しております。

款2 保険給付費では総額23億9,358万4,000円を計上し、前年度比0.6%の増としております。

各項の内訳といたしましては、項1 介護サービス等諸費には22億2,062万1,000円、17ページに移りまして項2 介護予防サービス等諸費には7,686万2,000円を計上しております。

項3 その他諸費につきましては、審査支払手数料として222万8,000円を計上しております。

19ページをお願いいたします。

項4 高額介護サービス等費には4,535万7,000円、項5 高額医療合算介護サービス等費には941万2,000円、項6 市町村特別給付費には67万5,000円、項7 特定入所者介護サービス等費には3,842万9,000円を計上しております。

款3 地域支援事業費につきましては、これから25ページまで及ぶものでございますが、項1 介護予防・生活支援サービス事業費から項3 その他諸費までがいわゆる総合事業、項4 包括的支援事業・任意事業費が総合事業以外となっております。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、いわゆる総合事業対象者に係る給付費など3,504万2,000円を計上しております。

21ページをお願いいたします。

項2 一般介護予防事業費につきましては、もの忘れ相談謝礼のほか介護予防事業に係ります委託料など、全体で1,375万9,000円を計上いたしております。

項3 その他諸費につきましては、審査支払手数料として11万9,000円を計上しております。

項4 包括的支援事業・任意事業費、目1 包括的支援事業費につきましては23ページまで及ぶものでございますが、地域包括支援センター職員6名分の人件費、総合相談窓口業務に係ります委託料に加え地域包括支援センター支援システムの更新費用など、合計で6,573万8,000円を計上しております。

23ページの目2 任意事業費につきましては、安心見守りコール事業の委託費用や高齢者見守り端末機器の購入費用等助成金など571万1,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

目3 在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、たつの市・揖保郡医師会への委託料など28万7,000円を計上しております。

目4 生活支援体制整備事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう配置しております生活支援コーディネーターの委託費用739万7,000円を計上しております。

目5 認知症総合支援事業費につきましては、職員1名分の人件費や認知症地域支援・ケア向上事業費など、全体で925万3,000円を計上しております。

目6 地域ケア会議推進事業費につきましては、講師謝礼など31万4,000円を計上しております。

す。

款 4 基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金として2,178万5,000円を計上し、一般会計という財政調整基金のような財源調整の役割を担っております。

款 5 公債費につきましては一時借入金利子として60万7,000円、27ページの款 6 諸支出金につきましては介護保険料過誤納付還付金として80万円、款 7 予備費につきましては500万円を計上しております。

続いて、歳入について説明をいたします。

7 ページをお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料につきましては、現年度分では特別徴収対象者8,676人分で6億4,064万9,000円、普通徴収対象者469人分で3,109万4,000円、滞納繰越分では124万6,000円を計上しております。

款 2 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 認定審査会負担金につきましては、兵庫県から依頼のありました40歳から64歳までの医療保険未加入者における介護認定審査等経費の実費収入として9,000円を計上し、目 2 介護予防事業負担金につきましては通所介護予防短期集中事業への参加負担金15万円を計上しております。

款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 総務手数料につきましては、介護保険サービス事業者を指定する際の申請等手数料など10万1,000円を計上し、目 2 地域支援事業手数料につきましては、兵庫県国民健康保険団体連合会からの介護予防サービスプラン作成収入として289万3,000円を計上しております。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた4億4,250万6,000円を計上しております。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金につきましては、人口推計等を基に算定いたしました交付割合0.49%を乗じた1,211万2,000円を計上しております。

目 2 地域支援事業交付金（総合事業）、目 3 地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましては、対象経費にそれぞれ定率の補助率を乗じた額、合わせて4,278万9,000円を計上しております。

9 ページをお願いいたします。

目 4 保険者機能強化推進交付金、目 5 保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援・重度化予防、介護予防等に必要な取り組みに基づく交付金で、それぞれ500万4,000円、614万2,000円を計上しております。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた6億4,608万5,000円を計上しております。

目 2 地域支援事業交付金につきましては、歳出で申しあげました総合事業の対象経費に定率の負担割合を乗じた1,316万7,000円を計上しております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億3,518万8,000円を計上しております。

項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金（総合事業）、目 2 地域支援事業交付金（総合事業以外）につきましても、対象経費にそれぞれ定率の補助率を乗じた額、合わせて2,261万3,000円を計上しております。

款 7 財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子として23万7,000円を計上しております。

款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金につきましては、介護給付費分、低所得者保険料軽減分な

ど、一般会計が負担すべき費用 4 億 887 万 4,000 円を計上し、11 ページの項 2 基金繰入金につきましては予備費及び過年度の介護保険料過誤納付還付金の財源として合計 580 万円を計上しております。また、款 9 繰越金及び款 10 諸収入につきましては、前年度と同額でございます。

以上で議案 21 号令和 5 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第 3 1 議案第 2 2 号 令和 5 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（中島貞次） 日程第 31、議案第 22 号令和 5 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第 22 号令和 5 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

令和 5 年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を 5 億 5,857 万 2,000 円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料 4 億 2,129 万 4,000 円、繰入金 1 億 1,266 万 3,000 円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費 2,465 万 9,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 2,693 万 6,000 円であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第 22 号令和 5 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

11 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、後期高齢者医療事務職員 3 名分の人件費、被保険者証郵送料など、合わせて 2,246 万 1,000 円を計上しております。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険料決定通知書等の郵送料、コンビニ収納代行手数料や死亡等に伴います過誤納付還付金など、合わせて 219 万 8,000 円を計上しております。

款 2 項 1 目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は、5 億 2,693 万 6,000 円を計上しております。

13 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上しております後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で 4 億 2,129 万 4,000 円を計上しております。また、過年度分の保険料納付金につきましても、1,165 万 1,000 円を計上しております。後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で 1,529 万円を計上しております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するものでございまして 7,860 万 1,000 円を計上しております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として 10 万円計上しております。

款 3 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 保健事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴う保健師等の報酬並びに特定健診委託料や歯科健診委託料など、合わせて647万7,000円を計上しております。

款 4 予備費といたしましては、50万円を計上いたしております。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

7 ページをお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 後期高齢者医療保険料は、特別徴収分 3 億288万6,000円、普通徴収分 1 億1,790万8,000円、滞納繰越分50万円、全体で 4 億2,129万4,000円を計上しております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として 3 万円を計上しております。

款 3 広域連合支出金、項 1 広域連合補助金、目 1 保健事業補助金は、後期高齢者医療制度事業補助金として451万8,000円を計上しております。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、事業費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせて 1 億1,266万3,000円を計上しております。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年度の保険料納付金として1,165万1,000円を計上しております。

款 6 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金として10万円を計上しております。

項 2 町預金利子、目 1 町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円を計上しております。

9 ページをお願いいたします。

項 3 雑入、目 1 雑入は、広域連合からの過年度の保険料納付金の返還金等50万円、保険料の還付未済金1,000円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託金として781万4,000円を計上いたしております。

以上で議案第22号令和 5 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時18分）

（再開 午後 3 時19分）

○議長（中島貞次） 再開します。

~~~~~

日程第 3 2 議案第 2 3 号 令和 5 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（中島貞次） 日程第32、議案第23号令和 5 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第23号令和 5 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

令和 5 年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,251万6,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,105万円などであります。また、歳出につきま

しては、墓園事業費1,251万6,000円を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第23号令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、9ページ、歳出から説明させていただきます。

款1 墓園事業費でございますが、目1 一般管理費につきましては墓所の使用者管理に係る費用でございます。内訳といたしまして、事務経費として需用費と役務費に16万5,000円、墓園管理システム利用料として99万円、墓所返還還付金として480万円を計上しております。

目2 墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節12委託料のうち清掃業務委託、車止め開閉業務委託につきましては、シルバー人材センターへの委託を予定しております。植木維持管理委託でございますが、薬剤防除、生け垣剪定等でございます。委託料全体といたしましては、627万2,000円の計上をいたしております。

次に、7ページの歳入を説明させていただきます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 墓園使用料につきましては、墓園永代使用料8基分としまして480万円を計上いたしております。

項2 手数料、目1 墓園手数料は、年間管理料911基分として625万円を計上いたしております。

また、款3 繰入金でございますが、一般管理費に充当されます歳入の不足を補うために一般会計繰入金といたしまして115万3,000円を、墓園管理費に充当いたします墓園手数料で不足いたします財源補填として基金繰入金31万円を計上いたしております。

以上で令和5年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第33 議案第24号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（中島貞次） 日程第33、議案第24号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第24号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

令和5年度水道事業会計におきます第3条の収益的収入は5億3,168万5,000円とし、営業利益は4億3,354万1,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用につきましては5億5,158万4,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は5億2,325万5,000円を見込んでおります。

次に、第4条の資本的支出につきましては、建設改良費1億6,389万6,000円、企業債償還金4,844万5,000円など、支出総額を5億1,834万1,000円を予定しております。その財源としましては、資本的収入において工事負担金1,128万2,000円、企業債4,100万円等を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しております額1億6,605万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,605万9,000円で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案の

とおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第24号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書1ページの議案を御覧ください。

第3条には収益的収入及び支出の予定額、第4条には資本的収入及び支出の予定額を表記しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。内容につきましては、3ページ及び4ページの予算実施計画と19ページ以降の予算内訳明細に記載しており、後ほど詳細を説明いたします。

2ページの第5条は企業債の限度額に関する事項で、令和5年度は4,100万円としております。第7条は流用に議決を要する経費として職員給与費を、第8条では一般会計からの補助金の額を、第9条ではたな卸資産の購入限度額を定めております。

5ページをお願いいたします。

令和5年度中の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は1億7,147万3,000円減少する見込みでございます。

次に、6ページから9ページは給与費明細書であります。人件費の総額は、前年度比で96万4,000円の増加となっております。

次に、10ページ、11ページは、令和5年度末の資産・負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。

次に、14ページは、令和4年度決算見込みに基づく予定損益計算書であります。9,100万2,000円の営業損失に対しまして、営業外収支における8,882万2,000円の利益を加味しても218万円の経常損失となり、特別利益・特別損失を加えた当年度純損益は245万3,000円の純損失を見込んでおります。

続きまして、19ページの予算内訳明細について御説明をいたします。

収益的収入は、款1事業収益の総額を5億3,168万5,000円とし、項1営業収益は4億3,354万1,000円としております。

目1給水収益は3億9,667万2,000円、有収水量は339万6,225立方メートルを見込んでおります。

次に、20ページの支出の部を御覧ください。

款1事業費用の総額を5億5,158万4,000円とし、項1営業費用は5億2,325万5,000円でございます。

目1原浄水費の節14動力費は、電気代の高騰を考慮したため、前年度比1,320万円増の4,752万円でございます。

21ページをお願いいたします。

目2配水費の節3委託料は、水道施設管理システムの保守費用及びシステムデータの更新費用など608万3,000円、隔年実施の北配水池点検等により前年度比では47万3,000円の増でございます。

次に、目3給水費の節9委託料1,976万1,000円は、検定満了メーターの数の増加により前年度比では189万8,000円の増となっております。

22ページをお願いいたします。

目4総係費の節11委託料2,380万4,000円につきましては、水道ビジョン改定業務委託などの費

用となっております。

目 5 減価償却費 2 億 1,859 万 1,000 円は、管路の更新工事の完成が次年度となるものが多く、前年度比 1,084 万 9,000 円の減となっております。

23 ページをお願いいたします。

項 3 特別損失には、沖代水源地電気室及びポンプ室の取壊しなどに 1,265 万円を計上しております。

24 ページをお願いいたします。

款 1 資本的収入の総額は、3 億 5,228 万 2,000 円としております。

項 2 企業債 4,100 万円は、2 ページの議案第 5 条で説明をいたしました導水施設整備事業及び配水施設整備事業に係るもので、前年度比 2 億 525 万円の減でございます。

項 3 投資有価証券償還受入金 3 億円は、債券での運用を行った場合の償還金の受入れでございます。

25 ページをお願いいたします。

款 1 資本的支出の総額は、5 億 1,834 万 1,000 円であります。

項 1 建設改良費、目 1 水源整備費 4,143 万 9,000 円は吉福水源地施設整備に係る施工監理業務委託として、節 1 委託料に 1,388 万 2,000 円を、節 2 工事請負費に 2,755 万 7,000 円を計上しております。

目 2 配水施設改良費 9,970 万円は、節 1 委託料に太田水管橋更新工事詳細設計業務委託を含む 3,100 万円、節 2 工事請負費に糸井地内配水管埋設工事など 6,870 万円を計上しております。

目 3 固定資産購入費 2,275 万 7,000 円は、老原浄水場のポンプ等の更新に 945 万 5,000 円、公用自動車購入に 850 万円、インボイス対応水道料金・会計システム改修に 480 万 2,000 円を計上しております。

項 2 企業債償還金には、発行済みの企業債に係る償還元金として 4,844 万 5,000 円を計上しております。なお、企業債の現在高につきましては 26 ページの調書のとおり、今後の発行・償還見込額を反映した結果、令和 5 年度末時点で 9 億 7,254 万 3,000 円となる見込みでございます。

以上で議案第 24 号令和 5 年度兵庫県太子町水道事業会計予算についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 34 議案第 25 号 令和 5 年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長（中島貞次） 日程第 34、議案第 25 号令和 5 年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第 25 号令和 5 年度兵庫県太子町下水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

令和 5 年度下水道事業会計におきます第 3 条の収益的収入は 11 億 9,898 万円とし、営業収益は 5 億 7,982 万円を見込んでおります。一方、収益的支出における下水道事業費用については 12 億 4,471 万 6,000 円とし、支出の大半を占めます営業費用は 11 億 829 万 5,000 円を見込んでおります。

次に、第 4 条の資本的支出につきましては、建設改良費 2 億 2,841 万 8,000 円、企業債償還金 9 億 2,404 万 6,000 円など、支出総額 11 億 5,346 万 4,000 円を予定しております。その財源として、資本的収入において受益者負担金 700 万円、他会計出資金 5 億 876 万 5,000 円、補助金 4,040 万円、企

業債 2 億 2,920 万円等を予定しております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 6,809 万 8,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第 25 号令和 5 年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書 1 ページの議案を御覧ください。

第 3 条には収益的収入及び支出の予定額を、第 4 条には資本的収入及び支出の予定額を表記しております。これらの内容は 3 ページ及び 4 ページの予算実施計画と 20 ページ以降の予算内訳明細に記載しており、詳細につきましては後ほど説明をさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。

第 5 条は、雨水 1.4 号幹線整備事業に係る令和 6 年度までの債務負担行為の限度額 1 億 9,000 万円を定めております。第 6 条では、企業債に関する事項を定めております。内訳は、公共下水道事業、流域下水道事業及び資本費平準化債で限度額は合わせて 2 億 2,920 万円でございます。第 8 条では流用に議決を要する経費として職員給与費 3,861 万 7,000 円、第 9 条では一般会計からの補助金 2 億 5,686 万 2,000 円、第 10 条ではたな卸資産の購入限度額を 100 万円と定めております。

5 ページをお願いいたします。

令和 5 年度中の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は 4,133 万 2,000 円増加する見込みでございます。

次に、6 ページから 9 ページの給与費明細書につきましては職員人件費の内訳でございます。前年度比で 64 万円の減額となっております。

次に、10 ページは債務負担行為に関する調書でございます。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業に係る償還負担金及び雨水 1.4 号幹線整備事業費を設定しております。

次に、11 ページ、12 ページは令和 5 年度末の資産・負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。13 ページ、14 ページの注記表は、予算に関する説明事項を列挙したものでございます。

15 ページは、令和 4 年度決算見込額に基づく予定損益計算書でございます。5 億 4,367 万 8,000 円の営業損失に対しまして、営業外収支における 5 億 2,111 万 2,000 円の利益を加味した結果、2,256 万 6,000 円の経常損失となり、特別利益・特別損失を加えた当年度純損失は 2,324 万 8,000 円を見込んでおります。

次に、20 ページの予算内訳明細について御説明いたします。

キャッシュ・フロー計算書や損益計算書などの財務諸表は税抜き表記ですが、予算額については税込みで表記をしております。

収益的収入では款 1 下水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 下水道使用料、節 1 下水道使用料は 5 億 7,040 万 2,000 円、有収水量は 326 万 3,000 立方メートルを見込んでおります。また、節 2 前処理場使用料については 577 万 5,000 円、有収水量は 2 万 1,000 立方メートルを見込んでおります。

目 2 他会計負担金、節 1 一般会計負担金 201 万 5,000 円は、雨水処理に対する利払金等の負担金として地方公営企業繰出基準に基づく繰入金でございます。

次に、項 2 営業外収益、目 1 他会計負担金、節 1 一般会計負担金 1 億 4,372 万 7,000 円について

は、営業収益における一般会計負担金と同様に地方公営企業繰出基準に基づき繰入れするものでございます。

目 2 他会計補助金、節 1 一般会計補助金は、汚水処理関連の減価償却費などに係る補助金 2 億 5,686 万 2,000 円でございます。

21 ページの支出の部をお願いいたします。

目 1 管渠費、節 9 委託料 1,340 万円につきましては、下水道施設の機能維持を図るための点検・清掃費用として下水道管洗浄委託料やマンホールポンプ点検監視委託料等を計上しております。

目 2 処理場費、節 5 委託料 5,380 万 1,000 円は、前処理場運転管理業務委託費用、終末処理場生汚泥搬入施設維持管理業務委託費用が主な内容でございます。

22 ページの目 3 流域維持管理経費につきましては、揖保川浄化センターに係る維持管理経費と前処理場で発生した生汚泥の焼却費用等を合わせて 3 億 2,994 万 1,000 円を計上しております。

目 4 総係費、節 11 委託料につきましては、公営企業会計に係る支援業務の委託などに 167 万 7,000 円を計上しております。

23 ページをお願いいたします。

目 5 減価償却費 6 億 1,410 万円は、前年度比 86 万 2,000 円の増となっております。

24 ページ、資本的収入でございます。

款 1 資本的収入、項 2 他会計出資金、目 1 他会計出資金、節 1 一般会計出資金 5 億 876 万 5,000 円は、地方公営企業法の繰出基準に基づく一般会計の負担額であります。

項 3 補助金、目 1 国庫補助金、節 1 国庫補助金 4,040 万円は、雨水 1.4 号幹線に係る整備工事関連及びマンホールポンプ更新などに係る社会資本整備総合交付金であります。

25 ページの支出の部を御覧ください。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 施設整備費、節 1 委託料 1,500 万円は、揖保線下水道工事実施設計業務委託、工事発注支援業務委託及び雨水 1.4 号幹線整備工事監理業務委託でございます。節 2 工事請負費 1 億 5,780 万円は、雨水 1.4 号幹線整備工事、雨水 1 号幹線改修工事、老朽化対策としてマンホール蓋更新工事とマンホールポンプ更新工事などでございます。節 3 補償費 46 万円は、東出地区における雨水 1.4 号幹線整備事業に伴う町道にある水道設備の仮設に係る管理補償でございます。

項 2 企業債償還金として、9 億 2,404 万 6,000 円を計上しております。

企業債の現在高につきましては 26 ページの調書のとおり、令和 5 年度末時点で 5 億 4,244 万 6,000 円減少し、75 億 8,935 万 3,000 円となる見込みでございます。

以上で議案第 25 号令和 5 年度兵庫県太子町下水道事業会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

2 月 23 日から 2 月 28 日まで議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、2 月 23 日から 2 月 28 日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は 3 月 1 日午前 10 時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(散会 午後 3 時48分)